

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、当社グループにとっての最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、当社グループのあるべきコーポレートガバナンスのあり方を指し示す「コーポレートガバナンス方針書」(以下「方針書」といいます。)を制定しています。

「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」については、本報告書末尾に添付する方針書「第1章総則」をご覧ください。

当社は、新たな「グループビジョン」、その実現に向けた「グループ中期経営計画」を策定し、2017年度よりその取組みを進めています。詳細は、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

([https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management\\_plan.php](https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management_plan.php))

新たなグループビジョンを含む当社の基本的な考え方は次のとおりです。

#### <基本理念>

私たちは、時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指します。

私たちは、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。

#### <グループビジョン>

くらしの「あたらしい幸せ」を発明する。

#### <JFR Way>(私たちが大切にしている考え方)

“未来を創ろう!”

“失敗を恐れず挑戦しよう!”

“新しい発想を取り入れよう!”

“自分で考えて行動しよう!”

“良識を持ち、誠実でいよう!”

#### <ステークホルダーとの約束>

(お客様) 新しい価値の提案を通じて、お客様のこころをとらえる本物のご満足を提供します。

(株主様) 高収益・高効率経営の実践を通じて、企業価値の長期的な向上に努めます。

(お取引先様) お互いに切磋琢磨しながら信頼関係を築き、ともに成長することを目指します。

(従業員) 成果と貢献が公正に評価され、能力の発揮と成長が実感できる、働きがいのある職場を実現します。

(地域社会) 良き企業市民として、地域社会の発展に貢献するとともに、環境に配慮した事業活動を推進します。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上のためには、コーポレートガバナンス・コードの原則を実施することが必要であると考え、2020年5月28日時点において、全ての原則を実施しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされている事項に限らず、現時点で実施しているものの、その取組みを開始してまだ間もない原則、従前から方針・考え方等は存在していたものの、これまでは明文化・公表されていなかった原則、従前から実施しているものの、さらにその実質的な内容を充実させなければならないと考えている原則、コーポレートガバナンスに関する現時点の当社の取組み状況、についても本欄に記載することで、株主・投資家の皆様との建設的な対話の促進につながると考え、以下に開示します。

#### 【補充原則1-2-5】実質株主の株主総会への参加

実質株主の株主総会への参加に関する方針については、方針書「第2章 株主を中心とするステークホルダーとの関係 1 株主総会 (2) 議決権その他の株主の権利行使のための適切な環境整備」をご覧ください。

第13期定時株主総会においては、実質株主の皆様からの特段のお申出はありませんでした。

なお、上記の方針に従い、2017年5月の第10期定時株主総会において、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家が、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができるよう定款を変更しました(定款第18条)。

定款は、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

(<https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/articles.php>)

#### 【原則1-3、5-2】資本政策の基本方針

#### 〔資本政策の基本方針〕

当社は、フリーキャッシュ・フローの増大とROEの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値を高めることにつながるものと考えています。その実現に向けて、「戦略投資の実施」「株主還元の充実」及びリスクへの備えを考慮した「自己資本の拡充」のバランスを取った資本政策を推進します。

また、有利子負債による調達フリーキャッシュ・フロー創出力と有利子負債残高を勘案して行うことを基本とし、資金効率と資本コストを意識した最適な資本・負債構成を目指します。

フリーキャッシュ・フロー、ROEの向上には、収益を伴った売上拡大を実現する「事業戦略」及び投下資本収益性を向上させる「財務戦略（資本政策を含みます）」が重要です。あわせて、基幹事業の強化、事業領域の拡大・新規事業の積極展開等に経営資源を重点配分することにより、営業利益の最大化と営業利益率を持続的に向上させていくことが重要であると考えています。

なお、グループビジョン実現に向けた取組みを通じた重要財務指標として、資本効率性はROE、事業収益性は連結営業利益、収益性・安全性はフリーキャッシュ・フロー、財務健全性は親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）の各指標を重視しています。

#### 〔資本コストを認識した経営の推進〕

当社グループは、連結ROE8%以上を継続的に達成することを目指しています。8%をターゲットとして設定した背景には、株主・投資家の皆様の期待回り、すなわち当社の株主資本コストを認識することからスタートしています。

株主資本コストについては、2020年2月末現在では6%程度と算定していますが、中長期で見ると6~7%のレンジの中で推移していると考えています。そのため、当社はそうした株主資本コストを上回る水準のROE8%以上を安定的に達成することが求められていると考えています。

また、WACC（加重平均資本コスト）については、計算上では2020年2月末現在で4%をやや下回っていますが、グループ全体として中長期では5%前後の水準であると認識するとともに、百貨店事業、パルコ事業、不動産事業、クレジット金融事業など主要事業でも各事業のWACCを把握しています。

今後、事業ポートフォリオの変革を進めていくなかで、株主・投資家の事業リスク認識の軽減や最適資本構成を追求することで資本コストを低減させることについても意識していきたいと考えています。

#### 〔株主還元方針〕

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりつつ、利益水準、今後の設備投資、フリーキャッシュ・フローの動向等を勘案し、安定的な配当を心がけ連結配当性向30%以上を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針とします。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討します。

#### 〔株主の利益を害する可能性のある資本政策実行時における株主の権利の尊重〕

MBO、大規模第三者割当増資その他の支配権の異動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実行する場合には、当社は、既存の株主の皆様の権利を不当に害することのないよう、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している社外取締役を含む取締役会においてその必要性・合理性を慎重に検討するほか、株主の皆様には十分な説明を行うとともに必要かつ適正な手続を確保します。

上記の方針を踏まえ、2019年度については次のとおり各施策を実施し、年度のROEは5.4%となりました。

##### ・ 戦略投資の実施

戦略投資の実施については、株主総会招集通知（事業報告）及び当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

第13期（2020年2月期）定時株主総会招集ご通知

([https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf\\_/200430\\_Notice\\_of\\_Convocation\\_J.pdf](https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf_/200430_Notice_of_Convocation_J.pdf))

当社ウェブサイト

([https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management\\_plan.php](https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management_plan.php))

##### ・ 株主還元の実施

2020年2月期は中間配当と合わせ1株当たり年間36円の剰余金配当を実施し、9年連続の増配となりました。

##### ・ 自己資本の拡充

2020年2月末有利子負債総額は、約4,787億円（2019年2月末比約3,044億円増）主にIFRS16号「リース」の適用によるリース負債の増加などによる増）となりました。有利子負債親会社所有者持分倍率（D/Eレシオ）は1.24倍、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は31.2%（2019年2月末比8.9ポイント減）となりました。

##### ・ 事業ポートフォリオと投資計画

当社は本中期経営計画期間において、営業キャッシュ・フロー2,600億円以上をめざし、2,000億円を既存事業の革新と事業ポートフォリオの変革に向けた設備投資、及び成長投資に振り向けます。なお、中期経営計画における事業ポートフォリオの考え方は、中核である百貨店事業やパルコ事業での成長を図りつつも、不動産事業やクレジット金融事業など新たな事業領域の拡大によりそのシェアを伸ばすこととしています。

また、当社は、2020年3月にパルコの完全子会社化を実施しました。これによりグループの経営資源を最大限活用し、抜本的かつ機動的な事業ポートフォリオの変革に向けてグループ一体となって取り組む体制が整いました。

\* 当社は2017年度から国際会計基準(IFRS)を適用しております。

\* 当社ウェブサイトの次のページもあわせてご覧ください。

([https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management\\_plan.php](https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management_plan.php))

#### 〔原則1-4、補充原則1-4-2〕 政策保有株式

##### 〔政策保有株式の保有方針〕

当社グループは、政策保有株式（子会社・関連会社株式を除く純投資以外の目的で保有する上場株式をいいます。）を新規に取得することは、原則として行いません。ただし、保有合理性の検証を通じて、当社グループの事業戦略を推進する上で不可欠であり、中長期的な企業価値の向上に資すると認められるものについては、この限りではありません。たとえば、当社の重点戦略であるアーバンドミナント戦略の推進にあたり、地元行政や企業などから保有要請があった場合に、ESGの重要課題の一つである「地域社会との共生」への取組みの観点から、執行内で保有の適否を十分検討の上、保有することが考えられます。

##### 〔保有合理性の検証〕

個別銘柄ごとに、定性的な観点及び定量的な観点の両面から、取締役会において、毎年定期的に検証を行います。定性的な検証は、お客様企業・お取引先様企業との円滑かつ良好な取引関係の維持・サプライチェーンの確保など事業戦略に係るものです。定量的な検証は、関連取引利益・配当金等を含めた株式保有による収益が資本コストを上回るか等に係るものです。

その結果、2020年2月末時点で当社グループが保有する政策保有株式は26銘柄となりました。

保有合理性の検証プロセス及びスケジュール、銘柄数の推移の詳細については、本報告書末尾に添付する「政策保有株式について」をご覧ください。

#### 〔政策保有株式に係る議決権行使方針〕

保有先の持続的成長・中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるかどうか、当社グループの持続的成長・中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるかどうかの両観点から判断します。特に、コーポレートガバナンス体制に係る議案(役員選任)、株主還元に係る議案(剰余金処分)、株主価値に影響を与える議案(買収防衛策導入)など、コーポレートガバナンス強化の上で重要度が高いと考える議案については、議決権行使の判断となる指針を定め、当社グループ全体として、当指針に沿った対応を行います。なお、必要な場合にあっては、議決権の行使に際して、保有先企業との対話を実施します。

#### 〔その他保有株式〕

非上場株式については、売却・削減に向け、執行内で継続的に保有の適否を検討していきます。

退職給付信託株式については、有価証券報告書をご覧ください。

([https://www.j-front-retailing.com/ir/library/pdf/statement/jfr13\\_r1-01\\_yuuka.pdf](https://www.j-front-retailing.com/ir/library/pdf/statement/jfr13_r1-01_yuuka.pdf))

#### 〔補充原則1-4-1〕政策保有株主から自社株式の売却意向への対応

当社の株式を保有する政策保有株主から売却の意向が示された場合、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行っており、適切に売却等に対応しています。

#### 〔原則1-7〕関連当事者間取引

関連当事者間取引に関する手続等については、方針書「第2章 株主を中心とするステークホルダーとの関係 5 関連当事者間取引」をご覧ください。

#### 〔原則2-2、補充原則2-2-1〕会社の行動準則の策定・実践

当社はグループビジョン策定とともに、このビジョンを実現するためのグループ全体の行動基準として、「JFR Way」を策定しています。(本報告書「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」をご覧ください。)  
グループビジョンの理解・浸透をはかり、行動として定着させるために、経営陣からのメッセージや従業員の行動宣言を当社社内サイトや社内広報誌において発信するとともに、2017年5月から従業員が自発的に発案した発明アイデアを、上司に対して通年で表明できる「チャレンジカード」という取り組みを実施しています。2019年度は、商品・サービスに関するアイデアや新規事業プランに加えて業務改善提案なども含めると約7,000件の提案があり、グループビジョンの浸透に一定の手ごたえを感じております。

#### 〔原則2-3、補充原則2-3-1〕サステナビリティ

当社グループは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、基本理念・グループビジョンの精神に基づき、各種の企業活動を通じてあらゆるステークホルダー(お客様・株主様・お取引先様・従業員・地域社会など)の皆様との信頼関係の構築・醸成に努め、社会・環境問題をはじめとする課題に積極的・能動的に取り組んできました。

2018年7月には、新たに「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な社会の実現に向け、事業活動を通じて社会・環境への責任を果たすとともに、マルチサービスリテイラーとして、ステークホルダー一人ひとりのくらしのあたらしい幸せを創り出すことを明確にしました。当社グループが、優先して取り組むマテリアリティ(重要課題)とした「低炭素社会への貢献」「サプライチェーン全体のマネジメント」「地域社会との共生」「ダイバーシティの推進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」の5項目については、達成すべき定量的な中長期の目標の実現に向けて取り組んでいます。

詳細は、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

(<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/sustainability.php>)

#### 〔原則2-4〕女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保

当社は、人材の多様性こそが企業の競争力の源泉であると認識し、多様な人材が意見を戦わせることで、異分子が結合し新たな価値を生み出していくことが重要と捉えています。また、当社は、企業の持続的成長と持続可能な社会の実現に向けて優先的に取り組むマテリアリティ(重要課題)の一つに「ダイバーシティの推進」を掲げて、中長期的な目標を設定し、具体的取組み策を実行していくことで、多様性を尊重・受容する企業の実現を目指しています。

#### 〔取締役会〕

取締役候補者の指名に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスに配慮の上、その多様性を確保しています。

社外取締役については、企業経営者としての豊富な経験に基づく実践的な感覚及び高い視座・広い視野を持ち、小売業以外のキャリアやグローバルな経営経験、もしくは財務・会計、法務などの高い専門的知見を持つ者など、ボードダイバーシティを意識して、社内取締役とは別の視点・観点による助言・監督機能を期待できる者を選任しています。

#### 〔女性の活躍推進〕

当社取締役会は、取締役13名の内、1名の女性取締役(独立社外取締役)を選任しています。また、執行においては、子育て中の女性社員を対象としてモチベーションアップとマインドチェンジを促す選抜型育成プログラム「JFR女性塾」の開催や、育児と仕事の両立をより高い次元で実現することを希望する人材を広く社外から募集する「マザー採用」を実施するとともに、女性が働きやすい制度の整備・充実に継続して取り組んでいます。

女性社員のリーダー職登用状況については、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

(<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/diversity/diversity01.php>)

#### 〔障がい者〕

障がい者雇用はESG経営の視点から企業が果たすべき社会的責任の一つと認識していることから、障がい者の安定した職場環境の確保をはかり、能力を発揮できる職場をつくることを目的として「株式会社JFRクリエ」を設立し、同社は2017年9月に法に基づく特例子会社認定を受けま

した。

また、グループ内の各事業会社は、中長期的に達成すべき目標の実現に向けて、独自に障がい者の採用活動にも取り組んでいます。

#### 〔外部人材の登用〕

ICT戦略やクレジット金融事業など特定分野における戦略推進スピードを確保するための経営人財や、社内にはない高度な専門知識や豊富なキャリアを持つ人材を広く社外から登用し、機動的な配置を行うことで、戦略の遂行を強化しています。

#### 〔原則2 - 6〕企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

グループの主要事業会社である大丸松坂屋百貨店の年金制度は、将来の給付原資を安定的に確保するという資産運用の目的から、長期的に運用収益を確保すべく、適切に分散した資産配分による運用を行っています。運用委託機関及びファンドの選定にあたっては、「資産運用方針」を定め、「経営内容及び社会的評価」をはじめ「運用の経験と実績」「法令順守体制」等について、定評のある評価機関の評価に基づき厳正な審査を行っています。また、当該機関が行う議決権行使等についても、適正な取組みとなっているかモニタリングをします。担当者の人選は、慎重に行っており、特に運用執行理事の交代に当たっては、就任時には企業年金連合会が主催する「新任運用執行理事研修」や年金業務幹事金融機関の就任時研修に加え、投資機関各社が実施する各種セミナーに出席させるなどして必要な業務知識を習得させています。

#### 〔原則3 - 1 (i)〕 会社の目指すところや経営戦略、経営計画

当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

- ・ 基本理念・グループビジョン等  
(<https://www.j-front-retailing.com/company/company.php>)
- ・ 経営方針  
(<https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/policy.php>)
- ・ 中期経営計画  
([https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management\\_plan.php](https://www.j-front-retailing.com/ir/policy/management_plan.php))
- ・ 重点施策  
([https://www.j-front-retailing.com/ir/strategic\\_policy/strategic.php](https://www.j-front-retailing.com/ir/strategic_policy/strategic.php))

#### 〔原則3 - 1 (ii)〕 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については方針書「第1章 総則」を、基本方針については方針書「第2章 株主を中心とするステークホルダーとの関係」「第3章 情報開示」「第4章 取締役会等の役割・責務」をそれぞれご覧ください。

#### 〔原則3 - 1 (iii)、原則4 - 2、補充原則4 - 2 - 1〕取締役・執行役・執行役員の報酬決定方針・手続

当社は、中期経営計画の着実な遂行をはかるための役員向け株式対価報酬制度を導入した「役員報酬ポリシー」を2017年4月に策定しましたが、その後の当社の取り組みであるサステナビリティ経営の推進等を反映させ、本ポリシーの内容をより充実させることを目的として、2020年4月に内容の見直しを行いました。

改定した役員報酬ポリシーの詳細については、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

([https://www.j-front-retailing.com/\\_data/news/200410\\_RemunerationPolicy\\_J1.pdf](https://www.j-front-retailing.com/_data/news/200410_RemunerationPolicy_J1.pdf))

#### 1. 取締役・執行役の報酬決定方針

##### 〔役員報酬の基本方針〕

当社の役員報酬制度は、サステナビリティ経営の実現・推進という目的達成に向けて (pay for purpose)、以下を基本的な考え方とします。なお、当社グループの主要子会社である大丸松坂屋百貨店においても、同基本方針を定めることとします。

- ・ 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ、企業文化と整合したものであること
- ・ 執行役にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること
- ・ 当社が経営を担う者に求める「経営人財のあるべき姿」に適う人財を確保 (主はリテンション) できる報酬水準であること
- ・ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・ 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

##### 〔報酬水準の考え方〕

執行役及び取締役の報酬水準については、外部環境や市場環境の変化に対して迅速な対応を行うため、外部専門機関の客観的な報酬調査データ等を活用のうえ、同業 (百貨店・小売業)・同規模 (時価総額・連結営業利益にて選定) 他業種の企業の役員報酬水準をベンチマークとして設定し、毎年相对比较を行います。なお、大丸松坂屋百貨店の取締役、執行役員及び監査役についても、同じ取扱いとします。

##### 〔報酬構成〕

- ・ 執行役  
執行役の報酬は、役位 (職位) に応じた「基本報酬」 (金銭報酬)、事業年度ごとの個人評価等に基づく「賞与」 (金銭報酬) 及び 中期経営計画に掲げる連結業績達成率等に連動する「パフォーマンス・シェア (業績連動株式報酬)」「信託型株式報酬」とします。
- ・ 非業務執行取締役  
非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみの構成とし、役位 (職位) に応じた「基本報酬」 (金銭報酬) と 株式対価報酬制度としての業績に連動しない「リストラクテッド・ストック (業績非連動株式報酬)」「信託型株式報酬」とします。
- ・ 報酬構成の詳細については、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。  
([https://www.j-front-retailing.com/\\_data/news/200410\\_RemunerationPolicy\\_J1.pdf](https://www.j-front-retailing.com/_data/news/200410_RemunerationPolicy_J1.pdf))

#### 2. 取締役・執行役の報酬決定手続

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「報酬委員会」の審議・決議により決定します。報酬委員会は、当社取締役及び執行役、子会社の役員（取締役、執行役員及び監査役）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに当社取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定します。

報酬委員会は年に4回以上開催することを予定し、役員報酬制度の見直しは中期経営計画期間に応じて実施するものとします。

なお、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬水準及び報酬制度等について検討しております。

### 3. 報酬の没収等(クローバック・マルス)

執行役の賞与及び株式報酬については、重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正が取締役会において決議された場合、当社と役員との間の委任契約等に反する重大な違反があった者並びに当社の意思に反して在任期間中に自己都合により退任した者が発生した場合等に、報酬を支給・交付する権利の没収、または、支給・交付済みの報酬の返還を求めることができることとしております。

### 4. 株式の取得・保有

執行役が株式報酬として取得した当社株式は、その株式交付後3年が経過するまで(または役員退任後1年を経過するまで)継続保有することとします。これは、株主と役員との利益の共有を深めること、特に執行機能を担う執行役については、業績連動株式報酬として株式を交付することで、中長期的な視点での業績及び企業価値の向上に対する一層のインセンティブを付与することを目的としています。

#### 【原則3-1(iv)、4-3】取締役・執行役・執行役員候補の指名・選解任の方針・手続

当社及び主要事業会社の取締役・執行役・執行役員の指名・選任の方針については、方針書「第4章 取締役会等の役割・責務 4 取締役・執行役の人事・報酬等(1)取締役・執行役の指名・選任手続、開示」をご覧ください。

取締役選任・解任に関する議案については、指名委員会での決議後、株主総会において決議します。当社の代表執行役社長・執行役の選任・解任と職務の委嘱・解嘱については、指名委員会の審議結果を取締役会に答申し決議します。また、3委員会(指名・報酬・監査)の各委員長及び各委員の選定及び解職についても、指名委員会の審議結果を取締役会に答申し決議します。

#### 【原則3-1(v)】取締役候補者の指名理由

取締役候補者の指名理由については、株主総会招集通知(株主総会参考書類)をご覧ください。

・第13期(2020年2月期)定時株主総会招集ご通知

([https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf/\\_/200430\\_Notice\\_of\\_Convocation\\_J.pdf](https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf/_/200430_Notice_of_Convocation_J.pdf))

#### 【補充原則3-1-1】利用者にとって付加価値の高い情報開示

当社の情報開示についての考え方は、方針書「第1章 総則 3 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方(3)情報開示」及び「第3章 情報開示 1 株主・投資家との建設的な対話(1)IR活動方針」をご覧ください。

#### 【原則4-1】取締役会の役割・責務

取締役会の役割・責務に関する方針については、方針書「第1章 総則(4)取締役会の役割・責務」をご覧ください。

#### 【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

経営陣に対する委任の範囲に関する方針については、方針書「第4章 取締役会等の役割・責務 1 権限分配に関する考え方」をご覧ください。

#### 【補充原則4-1-2】中期経営計画の実現に向けた最善の努力

取締役会の中期経営計画の実現に向けた役割・責務については、方針書「第1章 総則 3 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方(4)取締役会の役割・責務」をご覧ください。

2017年3月から取組みを開始した中期経営計画の進捗については、取締役会において事前に計画したスケジュールに基づき定期的に複数回にわたって取組みに遅延がないかを確認するとともに、目標値との乖離が発生した場合の課題・対応策等について協議してきましたが、外部環境が急激に変化し当初予測から大きく乖離している中で、5年間の数値目標を維持することは困難であること、またパルコを含めた新たな事業ポートフォリオの見直しも考慮し、2021年度から新たな中期経営計画をスタートさせることが、中長期的な企業価値向上という視点で望ましいとの結論に至りました。

当事業年度は、次期中期経営計画の策定に注力し、危機感とスピード感を執行側と共有しながら、ステークホルダー目線で質の高い戦略に繋がる論議を行い、取締役会としての経営監督機能を十分発揮し、グループビジョンの実現、企業価値の向上に取り組めます。

#### 【補充原則4-1-3、4-3-2、4-3-3】後継者計画

##### 【代表執行役社長の選定】

当社は、代表執行役社長の選定を最も重要な戦略的意思決定ととらえ、後継者(次期中期経営陣幹部)計画の策定・実施を経営戦略上の特に重要な項目として位置付けています。

後継者候補の選定に際しては、社内データをもとに第三者機関による診断を踏まえて作成した各後継候補者の評価内容について、社外取締役が過半数を占める指名委員会において審議を重ねることで、選定プロセスを明確化し、透明性・客観性を確保するとともに、後継者計画の妥当性を担保するため、当社を取り巻く社内外の環境変化、戦略の進捗等を反映できるよう、毎年定期的に後継者計画を指名委員会において確認して

います。

取締役会は指名委員会からの答申内容に基づき、基本理念・グループビジョンの実現を見据え、監督の役割を果たします。

〔代表執行役社長の解職〕

設定した目標や期待した成果と取組みの結果(毎期の業績、戦略の遂行状況等)に加え、指名委員会で決議した後継者計画により選定された後継者候補の成果発揮等の状況を踏まえ、指名委員会が審議、決議した答申内容を取締役会で決定することとしています。

また、経営陣幹部については、代表執行役社長の場合と同様、指名委員会の審議を受け決定します。

〔後継者に求められる資質〕

方針書記載の「JFRグループ 経営人財のあるべき姿」において、以下の5項目を役員に求められる資質として、必要な価値観・能力・行動特性を明確にしています。

戦略思考

変革のリーダーシップ

成果を出すことへの執着心

組織開発力

人財育成力

指名委員会でこれらを共有することで、評価・育成指標の認識を一致させ、中立的育成・選抜に努めています。

〔原則4 - 14、補充原則4 - 14 - 1、4 - 14 - 2〕 トレーニング

当社の取締役・執行役と主要事業会社の取締役・監査役・執行役員に対しては、監督・監査・執行等の役割・責務をそれぞれ果たすために必要となる知識等を習得・更新する機会を継続的に提供します。

〔社内取締役・執行役と主要事業会社の取締役・監査役・執行役員〕

コーポレートガバナンス、コンプライアンス及びグループ経営に関する有用な情報等の提供のほか、第三者機関による経営人財評価の結果を踏まえ、個人に期待する成果の発揮につながるコーチングなどのトレーニングプランを設定・実施しています。

〔執行役を含む次期経営陣幹部候補〕

経営トップの問題意識の共有、中期経営計画の遂行のための構想力を高めるトレーニングの場として、代表執行役社長が塾頭を務める「JFR経営塾」を実施しています。外部コンサルタントを講師に迎え、当社の中期経営計画を踏まえつつも、その先を見据えた10年後のグループ像を経営者目線で考えさせ、代表執行役社長に直接プレゼンテーションし、評価しています。代表執行役社長は全ての回に終日参加します。さらに、単なる座学に留まることがないよう新規事業の立案等を課しています。なお、取組みの成果については、塾生が取締役会でプレゼンテーションする機会を設け、取締役会としてアドバイスをを行うこととしています。

〔社外取締役〕

就任時及び継続的・定期的に、基本理念・グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針のほか、当社グループの事業内容・業績・財務状況・運営状況等の説明を実施しています。

〔原則4 - 2〕取締役会の役割・責務、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備

当社グループでは、リスクを「不確実性」と定義することで、プラスとマイナスの両面からリスクを捉えています。プラスのリスクを「機会」、マイナスのリスクを「脅威」と認識することにより、従来の脅威に対するリスクヘッジのみならず、プラス面のリスクに対して積極的なリスクテイクが生まれ、今後の企業の持続的成長につながると考えています。

当社グループは、代表執行役社長の諮問機関として、「リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループに係るリスクの抽出及び評価を行い、優先順位をつけて戦略に反映するとともに、対応策のモニタリングを行なっています。当事業年度は、当社グループに係るリスクとして101項目のリスクを抽出し、その中から特に重要視するリスクを「企業リスク」として認識しました。

また、世界的な大流行となった新型コロナウイルス感染拡大とその長期化は、当社グループの事業継続及び収束後の事業活動のあり方に影響を及ぼす非常に大きなリスクであるため、最優先で対応に取り組んでいます。

事業等のリスクの詳細については、有価証券報告書をご覧ください。

([https://www.j-front-retailing.com/ir/library/pdf/statement/jfr13\\_r1-01\\_yuuka.pdf](https://www.j-front-retailing.com/ir/library/pdf/statement/jfr13_r1-01_yuuka.pdf))

〔原則4 - 6、4 - 8〕 経営の監督と執行、独立社外取締役の有効な活用

指名委員会等設置会社のコーポレートガバナンス体制における基本的な考え方である監督と執行の分離、取締役会論議の実効性確保、及び、透明性・客観性の維持・向上の観点に基づき、独立社外取締役が3分の1以上、かつ独立社外取締役と執行を担わない社内出身の非業務執行取締役との割合が過半数となるよう構成しています。

取締役13名

(内訳) 独立社外取締役 6名(うち3名は指名・監査・報酬各委員会の委員長)

社内非業務執行取締役 3名(うち1名は取締役会議長)

業務執行取締役 4名

当社グループ各事業での豊富な業務経験に基づく社内情報に精通した社内非業務執行取締役のうち1名は取締役会議長として、また社外における豊富な経営経験や各専門分野における高い見識を有する独立社外取締役6名は指名・報酬・監査の3委員会の委員長あるいは委員として、独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべくその役割を果たします。

また、当社では、社外取締役が自由闊達に意見交換、情報共有する機会として「エグゼクティブ・セッション」を設けています。取締役会終了後に社外取締役だけの会合として実施し、取締役会での課題や実効性向上を図る上での問題点等、監督する立場として注意を払うべき必要がある事項について論議しています(リードディレクターは、独立社外取締役 佐藤りえ子氏)。リードディレクターの要請に応じて、代表執行役社長や取締役会議長も論議に参加しています。

社外取締役の助言を活用する経営諮問会議については次項をご覧ください。

【原則4-7、4-10、補充原則4-10-1】取締役会の監督機能の実効性を確保するための仕組み

当社は、代表執行役社長の任意の諮問会議として、代表執行役社長・社外取締役全員・取締役会議長で構成する「経営諮問会議」を設けています。

経営諮問会議は、代表執行役社長の経営全般に係る課題認識について、高度な専門知識と豊富な経験に基づく知見を有する社外取締役から助言を得たり、社外取締役からの問題提起について論議する有益な場として機能しています。

【原則4-9】社外取締役の独立性判断基準

社外取締役の独立性判断基準については、方針書「第4章 取締役会等の役割・責務 5 社外取締役の独立性判断基準」をご覧ください。

なお、当社は、社外取締役6名全員を金融商品取引所が定める独立役員として届け出しています。

【原則4-11、補充原則4-11-1】取締役会の構成

当社の取締役会の構成につきましては、本報告書第 2 章 2. 業務執行、監査・監督、指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレートガバナンス体制の概要)の記載をご覧ください。

【補充原則4-11-2】兼任状況

当社の取締役の他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会招集通知(事業報告・株主総会参考書類)をご覧ください。

・ 第13期(2020年2月期)定時株主総会招集ご通知

([https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf\\_/200430\\_Notice\\_of\\_Convocation\\_J.pdf](https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf_/200430_Notice_of_Convocation_J.pdf))

【補充原則4-11-3】取締役会評価

当社は、2015年より毎年、第三者機関による取締役会評価を実施しています。

【評価項目】

グループ全体への取締役会の貢献度、取締役会の構成、運営状況、論議内容、指名・報酬・監査の各委員会活動の実効性など約30項目としました。

【評価手法】

事前アンケートをもとに、第三者機関が「個別インタビュー」(注)を行い、その結果を集計・分析した報告書に基づいて取締役会で協議する手法で行いました。

過去4回の評価に基づく改善を経て取締役会及びガバナンス体制の枠組みは整ってきたとの認識から、2019年は、第三者機関を変更して新たな視点を取り入れ、実質的な課題を顕在化させることに重点を置きました。

(注)「個別インタビュー」

取締役(社内・社外とも)の全員に対して第三者機関が個別インタビューを実施し、取締役会に関する各種質問に対する考え方・問題意識などをヒアリングしました。

【評価結果及び課題への取組み等】

5回目となる2019年10月から11月にかけて実施した取締役会評価について、第三者機関からは、現行の取締役会構成の下で、審議内容の客観性を高め、多角的な視点から活発な論議が行われているとの報告を受けるとともに、取締役会では以下の課題を認識しました。

(中長期的課題)

- ・事業の将来像の捉え方や執行のスピード感に対する認識を合わせ、改革の方向性を取締役間で再確認
- ・監査委員会の更なる機能発揮のために、内部監査室の役割・機能について詳細設計を検討

(短期的課題)

- ・中期経営計画の進捗状況を明快にする管理指標の設定及び戦略に紐づいた施策の実行体制・スケジュールの明確化
- ・取締役会の審議の質を高める継続的改善

これらの課題を受けて、当事業年度は以下に取り組み、取締役会の実効性を高めていきます。

- ・取締役会での審議結果を経営会議等を通じて執行側に速やかにフィードバックのうえ、関係部門に必要な対応を指示し執行に反映させる
- ・各種戦略課題を更に深掘しモニタリング強化の方法を工夫してより効率的・効果的な審議を行う

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話に関する方針、その他の情報開示に関する方針については、方針書「第3章 情報開示」をご覧ください。

2016年2月期の決算説明会から、その補足資料として当社グループの主要経営成績、その他の経営指標等の経年推移を一覧・グラフ化した「ファクトブック」を作成し、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションのより一層の充実をはかっています。

また、当社が持つ6つの資本(財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本)を効果的・効率的に活用することによってグループの事業モデルを循環させ、社会の公器として様々なステークホルダーに共感いただける新たな価値創造を目指す「価値創造プロセス」をレポート巻頭に掲載するなどし、非財務情報を充実させた「統合報告書」を2017年度より発行いたしました。

・統合報告書については当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

(<https://www.j-front-retailing.com/ir/library/annual.php>)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

**[大株主の状況]** **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,620,900	8.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,598,700	6.29
日本生命保険相互会社	9,828,428	3.72
J.フロントリテイリング共栄持株会	6,319,842	2.39
第一生命保険株式会社	5,732,150	2.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	4,779,400	1.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	4,444,200	1.68
株式会社三菱UFJ銀行	4,373,473	1.66
JP MORGAN CHASE BANK 385151	4,158,850	1.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,472,777	1.32

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 **更新**

- (1) 2020年2月末現在の株主名簿に基づいています。
- (2) 大株主の持株比率は自己株式(6,592,332株)を控除して計算しています。
- (3) 2014年9月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を実施しました。

**3. 企業属性**

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	2月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

**4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針****5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情** **更新**

株式会社パルコの完全子会社化について

当社は、株式会社パルコの株式公開買付け及び株式売渡請求を行い、2020年3月23日付で同社の完全子会社化を実施しました。パルコの完全子会社化は、当社グループを取り巻く経営環境が大きな変化に直面する中、今後、当社グループとしての抜本的かつ機動的な事業ポートフォリオの変革を、迅速な意思決定のもとスピード感をもって推進するには、当社とパルコ両社の連携をさらに深め、経営資源を集中していく必要があるとの認識に基づくものですが、親子上場の解消にもつながったことで、2017年の指名委員会等設置会社への移行により進めてきたコーポレートガバナンス改革がさらに盤石なものとなりました。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	13名

【社外取締役に関する事項】

社外取締役の人数 <span style="background-color: #90EE90;">更新</span>	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #90EE90;">更新</span>	6名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
石井 康雄	他の会社の出身者													
西川 晃一郎	他の会社の出身者													
内田 章	他の会社の出身者													
佐藤 りえ子	弁護士													
関 忠行	他の会社の出身者													
矢後 夏之助	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			

石井 康雄					株式会社パルコ 取締役	<p>石井康雄氏は、海外での事業展開に精通するなど、小売業以外のグローバル経営の経験と経営企画分野における豊富な経験に基づく知見を有しており、執行の迅速な意思決定に向けた持株会社機能の強化など経営戦略全般について、能動的かつ積極的に助言を行い、取締役会の実効性向上に貢献してまいりました。また、指名委員会、報酬委員会の委員として、透明性・公正性のある役員人事案の決定やサクセッション・プランの審議、並びに適正な役員報酬水準と制度運用の審議等について適宜必要な助言を行うことで、経営人事機能の強化に貢献しております。</p> <p>このような実績と豊富な知見を踏まえ、社外取締役として、当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役としました。</p>
西川 晃一郎						<p>西川晃一郎氏は、事業提携やM &amp; A、経営改革などに携わり、国際的な重要折衝にも数多く関わった経験を通じて、新規事業やM &amp; Aに係わるリスクの抽出とその妥当性、経営戦略における進捗管理や結果検証の高度化、数値計画の妥当性などについて、取締役会に対して能動的かつ積極的に助言を行い、取締役会の実効性向上に貢献してまいりました。また、監査委員会においては、委員長として、取締役・執行役の職務執行並びに取締役会の付議案件や監査委員会として必要と判断した案件等について、適法性・適正性等の視点で協議を推進し監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>このような実績と豊富な知見を踏まえ、社外取締役として、当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役としました。</p>
内田 章					<p>横河電機株式会社 社外取締役 株式会社大丸松坂屋百貨店 取締役</p>	<p>内田章氏は、経営企画やIRに加え、財務経理部門の責任者としてコーポレート部門における幅広い経験や知見を有しており、資本コストを意識した財務戦略のあり方や、ステークホルダーの意見を適切に反映させるESG経営の考え方などについて、能動的かつ積極的に助言を行い、取締役会の実効性向上に貢献してまいりました。また、監査委員会の委員として、指名委員会等設置会社における取締役・執行役の職務執行の監査を行うとともに、取締役会に付議された案件もしくは監査委員会として注視が必要と判断した案件等について適法性・適正性等の視点で協議を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>このような実績と豊富な知見を踏まえ、社外取締役として、当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役としました。</p>
佐藤 りえ子					<p>弁護士 株式会社NTTデータ 社外監査役 第一生命ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 株式会社大丸松坂屋百貨店 取締役</p>	<p>佐藤りえ子氏は、主に企業法務を専門とする弁護士として、高度かつ専門的な知識により数多くの案件を取り扱ったキャリアに加え、他の会社の社外取締役・監査役としての豊富な経験を有しており、内部監査・内部統制のあり方や効果的な実施方法などの守りのガバナンスに係わる分野だけでなく、成長戦略に繋がる新規事業創出におけるリスク等について、客観的な視点で積極的な助言・監督を行うことで、当社のガバナンスの維持・強化に貢献しております。</p> <p>また、監査委員会の委員として、指名委員会等設置会社における取締役・執行役の職務遂行に対する監査のあり方について、適法性・適正性等の視点で協議を行うとともに、取締役会に付議された案件もしくは監査委員会として注視が必要と判断した案件等について適法性・適正性の視点で協議を行い、監査機能の強化に貢献しております。</p> <p>このような実績と豊富な知見を踏まえ、社外取締役として、当社グループの経営に資するところが大きいと判断し、引き続き取締役としました。</p>

関 忠行				株式会社バルカー 社外取締役 伊藤忠商事株式会社 理事 JSR株式会社 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外監査役 株式会社パルコ 取締役	関忠行氏は、総合商社において長年にわたり国際的な事業経営やリスクマネジメントに携わり、またCFOとしての財務・会計に関する豊富な経験と高度な専門知識を有しております。また同氏は、株式会社パルコをはじめとする複数企業の社外取締役、監査役として幅広い知見を有しており、このような実績と高い知見を、当社グループでの適切な経営の監督に反映していただけると判断し、新たな社外取締役としました。
矢後 夏之助				株式会社SUBARU 社外取締役	矢後夏之助氏は、長年にわたりトップとして企業経営に携わり、財務基盤強化やコンプライアンス経営に関する豊富な経験を有しております。また同氏は、株式会社荏原製作所の指名委員会等設置会社への移行においてリーダーシップを発揮するとともに、指名委員会委員を経験し、内部統制やコーポレートガバナンスにおける高度な専門知識を有しております。このような豊富な経験と高い知見を、当社グループでの適切な経営の監督に反映していただけると判断し、新たな社外取締役としました。

## 【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	0	2	3	社外取締役
報酬委員会	5	0	2	3	社外取締役
監査委員会	5	2	2	3	社外取締役

## 【執行役関係】

執行役の人数 更新 13名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
好本 達也	あり	あり			なし
澤田 太郎	なし	あり	×	×	なし
牧山 浩三	なし	あり	×	×	なし
平野 秀一	なし	なし	×	×	なし
若林 勇人	なし	あり	×	×	なし
柚木 和代	なし	なし	×	×	なし
有澤 久	なし	なし	×	×	なし
中山 高史	なし	なし	×	×	なし
今津 貴博	なし	なし	×	×	なし
岩田 義美	なし	なし	×	×	なし
二之部 守	なし	なし	×	×	なし
近藤 保彦	なし	なし	×	×	なし
小野 圭一	なし	なし	×	×	なし

## 【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の指示のもとその職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置しています。監査委員会事務局に所属する従業員の人事(任命・異動)については、同委員会の事前の同意を得ることとしています。

## 監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査委員会は、会計監査人から監査の方針及び計画の説明を受け、監査の実施結果について説明・報告を受けるとともに、監査項目について要望を表明するなど定期的な意見交換の実施をします。

内部監査室は、監査の方針及び計画の策定に当たり、監査委員会に事前に報告を行うとともに、監査結果を定期的に代表執行役社長及び監査委員会に対して報告します。監査委員会は、必要に応じて内部監査室に追加監査の実施を要請する権限や、直接監査を行う権限を有します。また内部監査室長の人事(任命・異動)については、監査委員会の事前の同意を得ることとしています。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数 6名

### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

## 【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明 更新

- ・当社は、サステナビリティ経営の実現・推進、また中期経営計画の着実な遂行に向け、各取締役・執行役がその役割を最大限に発揮することを目的として、株式対価報酬制度を含む「役員報酬ポリシー」を策定しています。
  - ・執行役の報酬は、役位(職位)に応じた「基本報酬」(金銭報酬)、事業年度ごとの個人評価等に基づく「賞与」(金銭報酬)及び中期経営計画に掲げる連結業績達成率等に連動する「パフォーマンス・シェア(業績連動株式報酬)」(信託型株式報酬)とします。
  - ・執行役の報酬構成においては、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを意識し、業績連動報酬及び株式報酬の比率を設定しています。
  - ・非業務執行取締役の報酬は固定報酬のみの構成とし、役位(職位)に応じた「基本報酬」(金銭報酬)と株式対価報酬制度としての業績に連動しない「リストラクテッド・ストック(業績非連動株式報酬)」(信託型株式報酬)とします。
  - ・報酬決定手続については、報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「報酬委員会」の審議・決議により決定します。報酬委員会は、当社取締役及び執行役、子会社の役員(取締役、執行役員及び監査役)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに当社取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定します。
- 役員報酬ポリシーの詳細は、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。  
([https://www.j-front-retailing.com/\\_data/news/200410\\_RemunerationPolicy\\_J1.pdf](https://www.j-front-retailing.com/_data/news/200410_RemunerationPolicy_J1.pdf))

### ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新 全員個別開示

(個別の執行役報酬の)開示状況 更新 全員個別開示

### 該当項目に関する補足説明 更新

氏名	連結報酬等の総額(百万円)	役員区分	基本報酬	賞与	業績連動株式報酬	業績非連動株式報酬
小林 泰行	59	取締役	43	-	-	16
堤 啓之	34	取締役	25	-	-	9
村田 荘一	34	取締役	25	-	-	9
橘・フクシマ・咲江	16	取締役(注)1	13	-	-	3

太田義勝	16	取締役(注)1	13	-	-	3
石井康雄	19	取締役(注)1	16	-	-	3
西川晃一郎	16	取締役(注)1	13	-	-	3
佐藤りえ子	19	取締役(注)1	16	-	-	3
内田章	11	取締役(注)1	9	-	-	2
山本良一	112	執行役	44	23	45	-
好本達也	83	執行役	39	20	24	-
牧山浩三	83	執行役	48	17	-	18
若林勇人	45	執行役	21	11	13	-
澤田太郎	42	執行役	20	10	12	-
柚木和代	42	執行役	20	10	12	-
有澤久	42	執行役	20	10	12	-
中山高史	33	執行役	16	8	9	-
今津貴博	33	執行役	16	8	9	-
岩田義美	33	執行役	16	8	9	-
二之部守	42	執行役	25	8	9	-
近藤保彦	33	執行役	16	8	9	-
小野圭一	33	執行役	16	8	9	-
牧田隆行	33	執行役	16	8	9	-
忠津剛光	33	執行役	16	8	9	-

- (注)1 独立社外取締役であります。  
2 2020年5月28日株主総会時点の在籍役員のみを記載しております。  
3 執行を兼務する取締役は、執行役の欄に記載しております。  
4 事業会社を兼務する執行役の報酬額には、各社から支払われる報酬を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役・執行役、及び大丸松坂屋百貨店取締役・執行役員・監査役の報酬決定方針については、【原則3-1(ii)】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針の項、及び本報告書末尾に添付する「当社の報酬制度」をご覧ください。

#### 【社外取締役のサポート体制】

当社は、取締役会や指名・報酬・監査の3委員会の実効性を確保するため、取締役会事務局の他、3委員会にそれぞれ事務局を設置し、以下の支援を行います。

- ・ 取締役会・3委員会・諮問委員会等の開催計画の決定のサポート
- ・ 各会議体の審議項目、年間審議計画の決定のサポート
- ・ 社外取締役への事前説明の実施その他の情報提供
- ・ 事前説明等における社外取締役からの質問・意見等の社内へのフィードバック

#### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡田 邦彦	特別顧問	他企業、財界活動等社外活動に従事	非常勤・報酬無	2010/5/27	相手方会社・団体等と締結する就任契約による
奥田 務	特別顧問	他企業、財界活動等社外活動に従事	非常勤・報酬無	2014/5/22	相手方会社・団体等と締結する就任契約による
茶村 俊一	特別顧問	他企業、財界活動等社外活動に従事	非常勤・報酬無	2016/5/26	相手方会社・団体等と締結する就任契約による

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

3名

その他の事項 **更新**

- ・ 当社は、2017年5月、指名委員会等設置会社への機関設計変更に伴い、当社のコーポレートガバナンスのあるべき姿、経営における透明性確保の観点から、相談役制度を廃止しました。
- ・ 相談役制度廃止に伴い、退任役員への取り扱いに関する規定の見直しを行い、代表取締役社長等経験者を含む元役員が他企業の社外役員、

財界活動等の重要な社外活動を担う等の場合には任期1年限りの顧問を委嘱し、報酬を支払うことを定めていますが、顧問の選任・報酬は社外取締役が過半数を占める指名委員会及び報酬委員会において決議することとしています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) コーポレートガバナンス体制の概要

当社は純粋持株会社であり、経営判断の迅速化・経営責任の明確化をはかるため、事業子会社の業務執行事項については、グループ経営に関する重要なものを除き、各事業子会社にその権限を委任しています。

なお、純粋持株会社としての当社の役割・責務は、次のとおりです。

- ・グループ全体のコーポレートガバナンスの確立
- ・グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針の企画・立案及びこれらの進捗・成果管理
- ・グループ経営資源の最適配分
- ・グループ全体のリスクマネジメント体制の確立、内部監査
- ・グループ経営に関する重要な業務執行事項の意思決定
- ・各事業会社の経営方針・経営戦略への助言・承認及びその進捗の監督・評価

また、当社の経営組織として6つの統括部(経営戦略統括部、グループデジタル戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部、人財戦略統括部、業務統括部)を設置し、それぞれの組織の役割・責任・権限を明確にし、監督機能の強化、グループ全体の内部統制システムの充実をはかっています。

### (2) 取締役会

株主の皆様を選任され当社の経営を負託された取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、グループビジョン等の実現に向け、取締役会において次の役割・責務を果たしていきます。

- ・グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針・その他の経営の基本方針について、建設的な議論を重ねるほか、そのリスク評価も含めて多面的・客観的に審議し、グループ経営の大きな方向性を指し示すこと
- ・上記の方向性を踏まえたグループ経営に関する全体方針、計画について適切に意思決定を行うこと及びその計画について進捗・結果を監督すること
- ・非連続な成長に向けた攻めの経営を後押しする環境整備を行うこと
- ・当社グループ全体の内部統制システムの構築・整備を進めるほか、その運用状況を監督すること
- ・関連当事者間の利益相反を監督すること
- ・指名委員会に委任した経営陣幹部の後継者計画・経営人財に係わる人事配置計画・経営陣トレーニングについて指名委員会からの概要の報告を基に進捗状況を監督すること

当社の取締役会は、定款に定める15名以内の適切な員数で構成します。現在は取締役13名(うち女性取締役1名を含む独立社外取締役6名)で、任期は1年です。監督と執行の分離、取締役会の議論の実効性向上の観点から、独立社外取締役が3分の1以上、かつ独立社外取締役と執行を担わない社内出身の非業務執行取締役との割合が過半数で構成しています。取締役会議長については、監督と執行の分離、取締役会の円滑な運営の観点から、社内出身の非業務執行取締役とします。

なお、取締役候補者の指名に際しては、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスに配慮の上、その多様性を確保します。

2019年度(2019年3月から2020年2月)は、15回の取締役会を開催しました。取締役の出席状況は100%となっています。

### (3) 3委員会(指名委員会・報酬委員会・監査委員会)

#### (指名委員会)

指名委員会は、社外取締役3名と業務を執行しない取締役会議長と代表執行役社長で構成します。透明性・客観性確保の観点から、委員長は独立社外取締役から選定しています。指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案内容を決定するとともに、当社の執行役の選解任、議長の選定及び解職、後継者(次期経営陣幹部)計画に関する事項、3委員会の委員長及び委員の選定及び解職などについて、取締役会への答申内容を決定します。

2019年度(2019年3月から2020年2月)は、13回の指名委員会を開催しました。委員の出席状況は100%となっています。

#### (監査委員会)

監査委員会は、社外取締役3名と、監査精度の維持・向上をはかるため、社内情報に精通した常勤の社内非業務執行取締役2名で構成します。透明性・客観性確保の観点から、委員長は独立社外取締役から選定しています。また、委員のうち少なくとも1名については、財務・会計に関する適切な知見を有する者とします。監査委員会は、執行役及び取締役の職務執行が法令及び定款に適合し、当社の基本理念・グループビジョンに沿って、効率的に行われているかを実効的に監査し、必要な助言・勧告等を行うとともに、内部統制の構築・運用状況について監査を実施し、監査報告を作成します。

また、監査委員会は会計情報の信頼性の確保のため会計監査人を監督し、株主総会に上程する会計監査人の選解任議案の内容の決定等を実施します。

2019年度(2019年3月から2020年2月)は、15回の監査委員会を開催しました。委員の出席状況は100%となっています。

#### (報酬委員会)

報酬委員会は、社外取締役3名と業務を執行しない取締役会議長と代表執行役社長で構成します。透明性・客観性の観点から、委員長は独立社外取締役から選定しています。報酬委員会は、当社取締役及び執行役、子会社の役員(取締役、執行役員及び監査役)の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに当社取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定します。

2019年度(2019年3月から2020年2月)は、11回の報酬委員会を開催しました。委員の出席状況は100%となっています。

### (4) 経営諮問会議

詳細は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示の【原則4-7、4-10、補充原則4-10-1】取締役会の監督機能の実効性を確保するための仕組みの項をご覧ください。

#### (5) 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、同監査法人は法律の規定に基づき会計監査を実施しています。なお、同監査法人の業務執行社員及び監査年数は以下のとおりであり、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう監査法人と協議のうえ、適切な措置を採っています。

竹之内和徳氏(2年)、芝山喜久氏(3年)、松浦大氏(3年)

監査業務に係る補助者は、公認会計士及び試験合格者等で構成されています。

また、会計監査人による実効的な監査を支えるため、当社は、次のとおり体制を整備しています。

- ・厳正な監査を可能とするため、会計監査人から期初に提案される監査計画の内容を尊重し、監査時間を十分に確保します。
- ・会計監査人と代表執行役社長、担当執行役とのディスカッションを会計監査人の作成する「マネジメントレター(経営者報告書)」に基づいて、定期的(年間2回程度)に実施します。また、当社の経営戦略について、代表執行役社長より会計監査人に対して適宜説明を行います。
- ・会計監査人と監査委員・内部監査部門との情報共有・意見交換のための会合を定期的(年間6回程度)に実施します。
- ・会計監査人から取締役及び執行役の職務の執行に関して不正・違法な重大事実がある旨の報告を受けた場合は、監査委員会は、審議のうえ必要な調査を行い、取締役会に対する報告・助言・勧告等、必要な措置を講じます。

#### (6) リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会

「リスクマネジメント委員会」は成長機会の確保に向けたプラスの戦略に係るリスクを中心にリスク全般にグループ全社的な視点から組織的に管理・対応し、リスクマネジメントに特化した視点での経営の意思決定を行います。同委員会は、代表執行役社長を委員長とし、各統括部長及び主要事業会社社長等の委員から構成され、各統括部から選任された委員の持つ幅広くかつ専門的な知識を活用しながら、多様なリスクについての評価を実施するとともに対策・その実行を担当部門に指示し、進捗を管理します。

また当社は、当社グループのコンプライアンス経営上の課題への対応を適切に実施するため、「コンプライアンス委員会」(構成員に顧問弁護士を含みます。)を設置しています。同委員会は、代表執行役社長を委員長とし、重大なコンプライアンス違反事案への対応方針を策定するほか、コンプライアンス推進担当部門との連携を密にし、コンプライアンス体制の基盤整備(推進体制や推進計画の策定など)や、運用状況の監督を継続的に実施し、法令・企業倫理等の遵守を推進します。

なお、両委員会での審議内容については、定期的及び適時に監査委員会に報告を実施します。

#### (7) JFRグループコンプライアンス・ホットライン

当社は、当社グループの全役員・従業員及び当社グループで勤務する全ての者(アルバイト・お取引先派遣者を含みます。)が、コンプライアンス上の問題について「コンプライアンス委員会」に直接通知し是正を求めることを可能とする内部通報制度を設けています。通報窓口は、当社の社内窓口のほか、社外(顧問弁護士)にも窓口を置いています。この内部通報制度は、通報者の秘密保護のほか、通報者に対する不利益取扱いの禁止について、当社グループの社内規程で厳格に規定しています。

「JFRグループコンプライアンス・ホットライン」は、2020年3月に消費者庁所管の「内部通報制度認証(自己適合登録制度)」(WCMS認証)に登録されました。

#### (8) 責任限定契約

当社は、非業務執行取締役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間に責任限定契約を締結しています。責任限定契約の内容は、非業務執行取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、1,200万円または法令に定める金額のいずれか高い額を限度としてその責任を負うものとし、責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限るものとしています。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。理由は以下の観点から、コーポレートガバナンスの更なる強化に取り組むためです。

#### (1) 監督と執行の分離による経営監督機能の強化

監督と執行を分離することにより取締役会の業務執行に対する監督機能を強化します。また取締役会は、グループ経営に関わる重要な戦略課題を社外の知見も積極的に取り入れ徹底的に論議することで、戦略の高度化をはかります。

#### (2) 業務執行における権限・責任の明確化及び機動的な経営の推進

業務執行の決定を執行役に委任することが可能となることから、取締役会と執行役及び持株会社と事業子会社の権限・責任の明確化をはかりつつ、迅速な経営の意思決定を行います。

#### (3) 経営の透明性・客観性の向上

過半数を社外取締役で構成する指名・監査・報酬の3委員会を置く指名委員会等設置会社を採用することにより、経営の透明性・客観性の向上をはかります。

(4) グローバルに対応できるガバナンス体制の構築

海外投資家などグローバルな視点での分かりやすいガバナンス体制を構築します。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を早期発送(株主総会開催日の3週間前までを目処とします。)するとともに、招集通知発送日以前の実務上可能な限り早期に、その内容を金融商品取引所及び当社のウェブサイトに掲載し、株主の皆様への議決権行使のための検討時間を十分に確保します。第13期定時株主総会の招集通知は、書面発送に先立ち、開催日の4週間前に金融商品取引所及び当社ウェブサイトに開示しました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日その他の株主総会関連日程は、監査時間の確保にも配慮しつつ、設定します。
電磁的方法による議決権の行使	三菱UFJ信託銀行株式会社が運営するインターネット議決権行使サイト( <a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a> )にパソコン、スマートフォンまたは携帯電話経由によるアクセスで議決権行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	国内外の機関投資家を含む株主の皆様への議決権行使の利便性を考慮し、インターネット等による議決権行使を導入するほか、議決権電子行使プラットフォームを活用します。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人の株主の皆様にも適切に議決権を行使していただけるよう招集通知の英訳を作成し、当社ウェブサイト及び議決権電子行使プラットフォームで開示します。
その他	株主総会招集通知及び株主総会参考書類並びに招集通知添付書類を当社ウェブサイト( <a href="https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf_/200430_Notice_of_Convocation_J.pdf">https://www.j-front-retailing.com/ir/stock/pdf_/200430_Notice_of_Convocation_J.pdf</a> )に掲載しています。

### 2. IRに関する活動状況 更新

補足説明	代表者自身による説明の有無

<p>ディスクロージャーポリシーの作成・公表</p>	<p><b>IR活動方針</b></p> <p>当社は、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。」というグループ理念のもと、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を維持・発展させるため、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時・適切に開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解を深めていただくことを目的にIR活動を推進いたします。</p> <p><b>情報開示の基準</b></p> <p>当社は、金融商品取引法等の法令及び当社株式を上場している金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、当社グループの重要情報を適時・適切に開示します。</p> <p>また、法令や適時開示規則に該当しない場合であっても、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様にも有用と考えられる情報については、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、当社グループについての理解を深めていただくためにも、公平かつ迅速に適切な方法により積極的に開示します。</p> <p><b>情報開示の方法</b></p> <p>適時開示規則に該当する当社の重要情報は、東京証券取引所が提供するTDnet(適時開示情報伝達システム)を通じて開示を行うとともに、当社ウェブサイト等においてもできるだけ速やかにその内容を掲載します。また、適時開示規則に該当しない場合においても、当社への理解を深めていただけると考えられる情報については、当社ウェブサイトへの掲載をはじめ、SNSの活用や統合報告書の発行等を通じ発信していくよう努めます。</p> <p>当社は、開示する情報の特性に応じて、TDnet・EDINET・当社ウェブサイトなどを活用する方法で、適時・適切に情報開示を行います。なお、情報開示の公平性の確保のため、株主総会招集通知・統合報告書・適時開示情報・決算情報・サステナビリティレポート・当社ウェブサイトについては、英訳を作成し開示します。</p> <p><b>コミュニケーションの充実</b></p> <p>当社は、適時開示や当社ウェブサイト等による情報発信に併せ、各種説明会、ミーティングの実施や株主・投資家の皆様からの日々のお問い合わせに対する回答等を通じて、コミュニケーションの充実に努めています。なお、株主・投資家の皆様から頂いたご意見・ご要望等については、当社及び関連するグループ各社等において広く共有し、企業価値向上に向けた会社経営の参考といたします。</p> <p><b>沈黙期間</b></p> <p>当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期ごとの決算期末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間(クワイエット・ピリオド)」として、決算に関連するご質問等への回答は控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中においても、業績を大きく修正する見込みが発生した場合には、適時・適切に開示します。</p> <p><b>将来予想について</b></p> <p>当社が開示する情報のうち、今後の計画、見通し、戦略などの将来予想に関する情報は、開示時点で合理的であると当社が判断する一定の前提に基づき作成しており、一定のリスクや不確実性を含んでおります。そのため、実際の業績や成果は、今後の当社を取り巻く経済環境・事業環境などの変化により、予想・見通しとは差異が発生する可能性があることをご承知おきください。</p>	
	<p>個人投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>2019年度は、上期に3回(東京・大阪・福岡にて各1回)、下期に8回(東京2回、横浜1回、名古屋1回、大阪3回、奈良1回)開催しました。当事業年度も、百貨店基幹店が位置するエリアを中心に開催する予定です。</p>

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>年に2回の決算発表(中間、年度)後、アナリスト向け説明会を実施しています。当事業年度は、決算説明会2回と、スモールミーティング(小規模の説明会)8回を、代表執行役社長が行いました。</p> <p>また、第1四半期、第3四半期決算発表後、アナリスト向けテレカンファレンス2回、スモールミーティング4回を、その他に国内機関投資家との個別ミーティング110回を、IR担当者が中心となって実施しました。</p> <p>さらに、7月には機関投資家・アナリストから高い関心を集める3つの戦略にフォーカスした事業戦略説明会を初めて開催したほか、11月には2度目となるESG説明会を社外取締役も登壇して実施しました。</p>	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>海外投資家との関係強化に向け、2019年度は海外投資家との個別ミーティングを6月(欧州)、7月(香港・シンガポール)、11月(米国)に実施し、代表執行役社長が39社と対話を行いました。</p> <p>また3月、5月、9月、11月には国内で開催された海外投資家向けカンファレンスに参加し、代表執行役社長が28回対話を行いました。11月には香港で開催されたカンファレンスに参加し、執行役常務が14社と対話を行いました。その他にIR担当者が、来日した海外投資家との個別ミーティングを39回行いました。これらの機会を通じて、2019年度には海外を拠点とする投資家との面談を120回実施しました。</p> <p>当事業年度も、欧州、アジア(香港・シンガポール)、米国の海外投資家との個別ミーティングを面談形式にこだわらず、テレビ会議、電話会議等リモート環境の積極活用も含めて実施していく予定です。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	<p>上記決算説明会の模様をインターネットで動画配信しております。また、四半期毎の決算短信及び業績説明会資料、月度の連結営業報告、適時開示事項、その他のIR資料等を当社ウェブサイト(<a href="https://www.j-front-retailing.com/ir/library/library.php">https://www.j-front-retailing.com/ir/library/library.php</a>)に掲載しています。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	<p>財務戦略統括部 IR推進部</p> <p>当社は、株主・投資家の皆様と安定的な信頼関係を築くため、財務戦略統括部にIR推進部を設置しています。短期の経営実績に加え、事業戦略の遂行に伴う将来見通しに関しても、財務数値に基づいてより確度の高い情報による建設的な対話の充実を目指しています。</p>	
その他	<p>建設的な対話の促進</p> <p>このようなIR活動を通じて2018年度には、「証券アナリストによるディスクロージャー 2018年度優良企業」(主催:公益社団法人日本証券アナリスト協会)において、小売部門の第2位に選定されました。今後とも、当社に関する重要な情報をわかりやすく、公平かつ適時・適切に開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解を深めていただくことを目的にIR活動を推進していきます。</p> <p>対話促進に向けたツールの充実</p> <p>2019年度の統合報告書は「GPIFの運用機関が選ぶ優れた統合報告書」のひとつとして選ばれました。今回で3度目の選出となります。今後とも、当社に関する重要な情報をわかりやすく、公平かつ適時・適切に開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解を深めていただくことを目的にIR活動を推進していきます。</p> <p>また、サステナビリティ経営の実現とその情報開示に向け、ESGの情報に特化した「サステナビリティレポート」を作成しました。</p> <p>積極的な対話姿勢の維持・向上</p> <p>2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営環境はかつてないほど厳しく先行きは極めて不透明な状況ですが、そうした中でも、当社は3月末時点で経営として考え得る一定の前提を織り込んだ業績予想を公表することにより機関投資家・アナリストに議論の糸口を提供し、対話促進に努めました。</p>	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

全てのステークホルダーに対する基本姿勢を明確にした、「基本理念」、「グループビジョン」、「JFR Way」、「ステークホルダーとの約束」を定め、グループ各社の役職員一人ひとりがこの理念を深く理解し、積極的に行動することで、グループの更なる発展を目指します。

詳細は、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

(<https://www.j-front-retailing.com/company/philosophy.php>)

## JFRグループ「サステナビリティ方針」の策定について

私たちが生活を営む社会は、国内・国外を問わず、異常気象、水資源危機、資源枯渇、格差の拡大、不完全な雇用、人権問題など様々な社会課題に直面しています。また、国際的な対応の一環としてパリ協定による気候変動への対応、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」で掲げられた社会課題への対応など、企業は益々、持続可能な社会への貢献が求められており、企業の環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)に対する取組みが不可欠なものとなっています。

一方、JFRグループは、その礎となる大丸と松坂屋が、正しい道を追求する姿勢を表している「先義後利」「諸悪莫作・衆善奉行」という社是のもと、300年、400年という長い歴史の中で企業活動を行ってきました。私たちは小売事業の店舗を始め、お客様とふれあう場をたくさん持っています。私たちは、お客様とふれあう場をJFRが考えるサステナビリティ経営の重点領域と定め、主体的に持続可能な社会の実現に向け、全社一丸となって本気で取組みを進めていこうと考えています。

こうした中で、当社は2018年7月に「サステナビリティ方針」を策定し、あわせて当社グループが取り組むべき5つのマテリアリティ(重点課題)を特定しました。これらの課題に対して達成すべき中長期目標を掲げ、事業活動を通じた解決への取組みに積極的に取り組むことで、国際的な目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献にもつながると考えています。

### 5つのマテリアリティ

#### 低炭素社会への貢献

##### (指針)

長期的な環境ビジョンを定め、自社としてエネルギー消費量の削減、使用効率化、再生可能エネルギー化に、取引先とはゼロエミッション化に取り組むことで、地球温暖化・大気汚染の防止に貢献し、地球環境が持続可能となる社会を目指します。

(2030年に到達すべき目標)

- ・CO<sub>2</sub>排出量を40%削減します(SCOPE1・2)。 対2017年度比
- 2050年にはCO<sub>2</sub>排出量ゼロを目指します(SCOPE1・2)。

#### サプライチェーン全体のマネジメント

##### (指針)

サプライチェーン全体での社会的責任の遵守及び環境に配慮した取組みの推進により、サプライチェーン全体のリスクを排除し、お客様が社会面・環境面で楽しく安心してご利用いただける商品を提供することで取引先と双方の企業価値向上を実現します。

(2030年に到達すべき目標)

- ・Scope3 CO<sub>2</sub>排出量削減目標2030年 40%削減を目指す。 対2017年度比
- ・サプライチェーン方針浸透(目標 2030年 100%)

#### 地域社会との共生

##### (指針)

地域社会との共生を通して、持続可能な社会の実現と、エリア内での店舗と街づくりが一体化した買物の楽しさの実現、の融合をはかることで、街区の魅力化による地域の活性化に貢献し、地域と共に中長期的に成長することを目指します。

#### ダイバーシティの推進

##### (指針)

JFRグループは、異なる文化習慣を持った人々、さまざまな年齢、ジェンダー、障がいをもった人々などが共存し、多様性を尊重・受容する企業の実現を会社の成長の源泉とし、さまざまなステークホルダーとの接点を、多様性がありかつ魅力的なものにすることを実現します。

(2030年に到達すべき目標)

- ・女性管理職比率(2025年:30%、2030年:労務構成である50%を目指す)
- ・定年制度(2030年:70歳定年を目指す)
- ・障害者雇用目標(2030年 3.0%)

#### ワークライフバランスの実現

##### (指針)

JFRグループは、ライフスタイルの変化や価値観の多様化を受けた真のワークライフバランスの実現に向け、テクノロジーの活用などを通じた働き方のイノベーションを起こし、業務の効率化と創造的な業務へのシフトを実現し、従業員及びその家族が幸せを実感しながら働く環境を実現します。

(2030年に到達すべき目標)

- ・男性の育児休職取得(2030年 100%)
- ・育児・介護による離職率(2025年 0%)

各マテリアリティへの具体的な取組み策については、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。

(<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/sustainability.php>)

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進することは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものと考えます。当社は、建設的な対話の前提となる適時・適切な情報開示を重視し、これらの情報開示を通じてステークホルダーの皆様との信頼関係の維持・発展に取り組んでいます。

当社は、金融商品取引法等の法令及び当社株式を上場している金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、当社グループの重要情報を適時・適切に開示します。また、法令や適時開示規則に該当しない場合であっても、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様が有用と考えられる情報については、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、当社グループについての理解をより深めていただくためにも、公平かつ迅速に適切な方法により積極的に開示します。

#### 経営戦略・経営計画の策定・公表

当社は、グループビジョンの実現を目的として、当社グループが目指すビジネスモデルや中長期の戦略ストーリーのほか目標とする経営指標等を指し示すグループ経営戦略・グループ経営計画を策定します。

また、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様とその内容を共有するため、これらを公表します。

#### 情報開示の方法

前述2.「IRに関する活動状況」のIR活動方針に情報開示の方法をご覧ください。

その他

#### JFR行動原則

JFRグループすべての役員・従業員一人ひとりが、社是・ビジョンの実現に向け、社会的責任を果たすために、自らの役割と責任を認識し、高い倫理感を持って行動することを定めた「JFR行動原則」は、以下の5つの方針で構成しています。

- ・JFR行動方針
- ・調達方針
- ・人権方針
- ・腐敗防止方針
- ・労働安全衛生方針

各方針については、当社ウェブサイトの次のページをご覧ください。  
(<https://www.j-front-retailing.com/sustainability/principles-of-action.php>)

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

#### 内部統制システム構築の基本方針

本方針は、J-フロントリテイリング及び事業会社で構成される企業グループにおける全体業務が適法かつ適正に遂行されるための内部統制システム構築に関する基本方針を定めたもので、この方針を具体的に推進することにより企業価値の向上に資することを目的とします。

- ・J-フロントリテイリングは当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、会社が株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを実現することを目指し、経営の監督と執行の機能を明確に分離し、取締役会の業務執行に対する監督機能と意思決定機能を強化した指名委員会等設置会社制度を採択しています。
- ・最良のコーポレートガバナンスの構築に向けては、代表執行役社長が企業グループ内で様々なリスク(不確実性)に対してリスクテイクまたはリスクヘッジを行い、適正・効率的に業務を遂行できる内部統制の体制の構築が重要であると考えます。
- ・内部統制の体制とは、企業の持続的、安定的な成長実現に向けて、企業内部でリスク(不確実性)を統制するための企業が備えるべき仕組みであり、具体的には、以下のグループ管理体制、リスク管理体制、法令遵守体制、内部監査体制、監査委員会体制等の体制で構成されます。

#### 1. グループ管理体制

##### 取締役会

- ・取締役会は監督機能として執行役及び取締役の職務の執行の監督を行います。
- ・取締役会は、会社法または定款に規定される事項のほか、グループビジョン、グループ中期経営計画などグループ経営の全体方針・計画、M & A、グループ資金計画、その他グループ経営に関する個別の重要な事項を協議・決議するものとします。これら以外の業務執行事項の決定については、意思決定及び執行の迅速化をはかるため、重要な影響を及ぼすものを除き執行に委任します。
- ・取締役会の監督行為、意思決定等について、経営トップから独立した判断を下し、適切な意思決定ができる、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している社外取締役に一定数以上置きます。
- ・客観的な経営の監督に対する実効性を確保するため、社外取締役に加えて、社内情報に精通した社内出身の業務執行を担わない非業務執行取締役に置きます。
- ・監督機能を一層強化しつつ、一方で円滑な取締役会運営を行う観点から取締役会議長には社内取締役から非業務執行取締役に選定します。

##### 執行体制

- ・経営の監督と執行を明確に分離し、取締役会の監督機能を強化するとともに、執行への権限委譲を行い迅速な経営の意思決定を行います。一方で、執行は以下の体制を取ることで統制をはかっていきます。
- ・執行組織として、経営戦略統括部、グループデジタル戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部、人材戦略統括部及び業務統括部を置き、統括部長には執行役が就くこととし、これをもって迅速且つ効率的な業務執行を行います。
- ・統括部門ごとにミッションステートメントを策定し、それぞれの部門が担う目的、リスク、戦略、役割及び部門間連携など、執行が担うべき責任を明確にします。
- ・グループ経営会議、グループ業績・戦略検討会、グループ連絡会、JFR連絡会、JFR部門長会議等でグループ経営の全体方針・計画等を論議するとともに、経営戦略の進捗確認、経営間での情報共有などを行います。
- ・グループ共通会計システムの原則導入及びグループ資金の集中管理の推進など、グループ全体の効率を上げるための体制を構築します。
- ・適正な資産評価に基づいた効率経営の実践や、当期利益重視の経営管理、財務情報の国際的な比較可能性を高めることによる海外投資家の利便性向上を目的として、国際会計基準(以下、IFRS)を任意適用します。

##### 財務報告の適正性確保のための体制

- ・財務報告に係る内部統制については金融商品取引法その他関連する法令に基づき、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を構築するとともに、事業会社にも構築します。

#### 2. リスク管理体制

##### リスクマネジメント委員会

- ・リスク管理経営に係る代表執行役社長の諮問機関として、代表執行役社長を委員長とし、執行役等をメンバーとするリスクマネジメント委員会を設置します。
- ・リスク管理経営を推進するため、リスクマネジメント担当役員を置きます。
- ・事業会社にコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を設置し、日常的にリスクの監督、指揮を行います。
- ・リスクマネジメント委員会は、戦略リスクを中心にリスク全般を全社的な視点から組織的に管理・対応し、リスクマネジメントの観点から経営の意思決定を可能にします。
- ・事業上のリスクについては、リスクマネジメント委員会が評価・管理を行い、重要なリスクについては管理状況を取締役会に定期的に報告します。
- ・対応すべきリスクについては随時グループ内のリスクを一元化した「JFRグループリスク一覧表」及び「JFRグループリスクマップ」を見直すことでESG推進部が管理を行います。
- ・認識された事業運営上のリスクのうち特に重大なリスクについては、リスクマネジメント委員会が対応方針を審議・決定し、当社及び事業会社にこれを実行させることでリスクへの対応を行います。
- ・リスクマネジメント委員会は、不採算・低収益事業の事業再生検討を行う再生計画検討委員会と連携し、事業会社の経営状況を把握し、執行

内でリスク認識を共有化します。

#### 執行統制

- ・代表執行役社長の指揮の下、執行の内部統制を強化するために、経営戦略統括部内のESG推進部に専任のスタッフを置き、当社及び事業会社における統制環境の整備・管理を行います。
- ・ESG推進部は、当社及び事業会社において、会社法における内部統制、及び金融商品取引法における内部統制の体制の整備・管理を行います。
- ・ESG推進部は、ミッションステートメントを整備・管理することにより、各統括部のミッション、リスク責任を明確にするとともに、部署間の連携を強化します。
- ・ESG推進部は、監査委員会、内部監査室、各統括部及び事業会社などと連携し、情報共有を行うとともに、内部統制に不備が生じた場合には、これを改善します。

#### ハザードリスク対応

大規模な地震、火災、事故等のハザードリスク発生時においては、代表執行役社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

### 3. 法令遵守体制

#### コンプライアンス委員会

- ・コンプライアンス管理経営に係る代表執行役社長の諮問機関として、代表執行役社長を委員長とし、顧問弁護士、執行役等をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置します。
- ・コンプライアンス管理経営を推進するため、コンプライアンス担当役員を置きます。
- ・事業会社にコンプライアンス・リスク管理推進担当部門、担当者を設置し、日常的に法令、社内規程に則った業務運営の監督、指揮を行います。
- ・コンプライアンス委員会は、社内規程、業務運営マニュアル、管理体制策定等基盤の整備に努めるとともに、eラーニングなど、各社コンプライアンス推進担当部門を通じた定期的なコンプライアンス浸透活動の立案・進捗管理を行います。
- ・コンプライアンス委員会は、事業会社のコンプライアンス推進担当から各所管のコンプライアンス管理状況について定期的に報告を求め、適切な是正措置をとるとともに、グループとしての指針及び再発防止策を策定、これを実施させます。

#### 内部通報制度

- ・社外（顧問弁護士）にも通報窓口を置く当社グループの内部通報システムとして、当社及び事業会社で勤務するすべての者が利用できる「JFRグループコンプライアンス・ホットライン」を設置します。
- ・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮をすること、通報者に対し、人事その他のあらゆる面での不利益な取扱いを行わないこと等を方針として対応します。
- ・経営幹部に対するホットラインの通報は直接監査委員会に入り、監査委員会からの指示を受ける体制を構築することで独立性を有する通報ルートを確認します。

### 4. 内部監査体制

- ・代表執行役社長の指揮の下に、独立した内部監査室を設置します。内部監査室は、内部監査規程に基づき、代表執行役社長の指示の下、当社及び事業会社の監査を行い、または、業務監査結果を適正に報告させ、その業務プロセスの適切性、有効性を検証し、当社各部門及び事業会社に指摘・助言・提案を行います。
- ・監査機能の強化を通じたコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、代表執行役社長と監査委員会、内部監査室の連携を明確にします。具体的には報告対象を代表執行役社長と監査委員会とするダブルレポート体制を取ります。その際、監査報告書と改善報告書を併せて報告を行うことで迅速な対策を実現します。
- ・内部監査部門の責任者の任命及び異動については、監査委員会の事前の同意を得ることとします。

### 5. 監査委員会体制

- ・監査委員会は執行役及び取締役の職務の執行について、適法性及び妥当性の監査を行います。
- ・監査精度の維持向上を図る観点から、監査委員として社内取締役である非業務執行取締役から2名の常勤監査委員を選定します。
- ・監査委員会の職務をサポートする組織として監査委員会事務局を設置します。
- ・監査委員会事務局の組織及び事務局員の人事は、独立性を担保するために監査委員会の事前同意を得ることとします。
- ・監査委員会は、定期的に代表執行役社長と会合等を持ち情報の共有化を図ります。また必要に応じて当社の執行役及び取締役を監査委員会に出席させ報告、意見を求めることができます。
- ・監査委員会は、定期的に内部監査室と連携し情報を共有化します。また、必要に応じて会計監査人、外部専門家等を監査委員会に出席させ報告・意見を求めることができます。
- ・監査委員は下記の事項についての監査状況を監査委員会にて報告します。
  - ・取締役会で決議または報告された事項
  - ・監査委員会が課題として取り上げた事項
  - ・内部監査の実施状況及びその結果（監査報告書、改善報告書等）
- ・監査委員はグループ経営会議等への出席、稟議書等業務執行に係る重要な文書の閲覧、必要に応じて事業会社の役員及び従業員からの説明を求めることができます。

- ・事業会社は、監査委員会から要請があった場合には、必要な監査報告書の提出その他の業務を行います。
- ・監査委員会は、グループ全体の監査の充実及び強化のため、事業会社の監査役との定期的な会合等を持ちます。
- ・監査委員会は、職務の執行のために必要と思われる費用を当社に請求することができ、当社はそれを負担します。

## 6. その他

### 情報保存管理体制

- ・執行役及び取締役の職務の執行に係る文書については、秘密情報管理規程に基づき各所管部門が定められた期間、保存・管理し、常時閲覧できる体制をとります。
- ・執行役及び取締役が主催する会議体の議事録と関連資料、その他執行役及び取締役の職務の執行に係る重要な文書については、所管部署が保存・管理し、常時閲覧できる体制をとります。

### デジタル情報セキュリティ

- ・グループデジタル戦略統括部長は当社のデジタル情報管理を統括し、デジタル情報の管理状況等について、定期的及び必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議及び代表執行役社長に報告を行います。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指すことを当社の「基本理念」に掲げており、社会的責任(CSR)重視経営の徹底を行っています。また、反社会的な勢力等との関係断絶に関し、「JFR行動方針」において次のように定めています。

(反社会勢力との取引禁止)

私たちは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会勢力・組織または団体・個人と関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

##### 株式会社の支配に関する基本方針

###### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者であることが必要であるものと考えております。

当社は、当社が上場会社であることから、当社の株主の在り方については、一般的には金融商品取引所における自由な市場取引を通じて決まるものであり、特定の株主または特定の株主グループによって当社株式の一定規模以上の取得行為(以下「大量取得行為」といいます。)が行われる場合であっても、当該大量取得行為が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではなく、これに応じるか否かについては、最終的には株主の皆さまのご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大量取得行為の中には、その目的等からして当社グループの企業価値に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆さまに当社株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆さまが大量取得者の提案内容等について検討し、または当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、当社グループの企業価値を毀損する重大なおそれをもたらすものも想定されます。

このような当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得行為を行う者(以下「大量取得者」といいます。)は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、当社は、このような大量取得行為に対しては、大量取得者による情報提供並びに当社取締役会による検討及び評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止するため、当社取締役会及び株主の皆さまが大量取得者の提案内容を検討するための十分な時間を確保することこそが、株主の皆さまから当社経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

###### (2) 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、大丸・松坂屋の創業以来、その企業理念、伝統精神である「先義後利(義を先にして利を後にする者は栄える)」、「諸悪莫作善奉行(諸悪をなすなかれ、多くの善行を行え)」、「人の利するところにおいて、われも利する」に基づき、永年にわたって呉服商、百貨店業を営んでまいりました。

当社は、当社グループの企業価値の源泉は、これらの理念、精神に基づくことにより築き上げられてきた、お客さま及び社会との信頼関係にあるものと考えております。

そこで、当社は、これらの理念、精神に共通する「お客さま第一主義」、「社会への貢献」を体現するため、当社グループの基本理念として「時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客さまの期待を超えるご満足の実現を目指す」、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指す」ことを掲げ、この基本理念に基づき、当社のグループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上に資するため、当社グループのビジョンである「くらしの「あたらしい幸せ」を発明する。」の実現を目指し、さまざまな施策に取り組んでおります。

###### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、現在のところ、大量取得者が出現した場合の具体的な取組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めてはいません。

しかしながら、大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、大量取得者の属性、大量取得行為の目的、大量取得者が提案する財務及び事業の方針、株主の皆さま及び当社グループのお客さま・お取引先さま・従業員・当社グループを取り巻く地域社会その他のステークホルダーに対する対応方針など、大量取得者に関するこれらの情報を把握した上で、当該大量取得行為が当社グループの企業価値に及ぼす影響を慎重に検討する必要があるものと考えます。

したがって、このような場合には、当社は、当社社内取締役から独立した立場にある社外役員及び有識者を構成員とする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、当該大量取得者が前記の基本方針に照らして不適切な者であると判断される場合は、必要かつ相当な対応を講じることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する所存です。

###### (4) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社グループで策定するさまざまな施策は、当社グループの基本理念に基づいて策定されており、当社グループの企業価値の源泉であるお客さま及び社会との信頼関係の更なる構築を目指すものであります。したがって、これらの施策は、基本方針の内容に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであると考えています。

また、基本方針に照らして不適切な者であると判断される大量取得者に対して必要かつ相当な対応を講じることについては、当社社内取締役からの独立性が確保されている独立委員会の勧告意見を踏まえて判断することにより、その判断の公正性・中立性・合理性が担保されており、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないとともに、当社の会社役員の地位の維持をその目的とするものではないと考えています。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 適時開示体制の概要

##### (1) 会社情報の把握・管理の体制

(1) 経営の意思決定に係る情報を把握する仕組み

各統括部(経営戦略統括部、グループデジタル戦略統括部、関連事業統括部、財務戦略統括部、人財戦略統括部、業務統括部)の役割・権限を明確化した体制の下、各統括部及びグループ各社に関する情報は、それぞれの統括部及びグループ各社を所管する取締役または執行役員が把握できる体制にあります。また、経営に係る重要事項の最終意思決定を行う取締役会(毎月1回以上開催)に付議する事項の起案については、各統括部及びグループ各社が行い、原則として、あらかじめ「グループ経営会議」に上程することとしています。このほか、「グループ業績・戦略検討会」、「関連事業業績・戦略検討会」、「グループ連絡会」、「関連事業社長会議」、「SS(シェアードサービス)事業社長会議」等の各種会議体を運営し、当社及びグループ各社に関する情報について把握し、共有化しています。

(2) 監査委員会、内部監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等から情報を把握する仕組み

監査委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常勤監査委員がグループ経営会議等重要な会議・委員会に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧しています。また、監査委員会と執行部門との定期会合では共有できていなかった当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生するおそれがあるときなどは、執行役員及び使用人が監査委員会に報告する体制を採っています。

内部監査室は、当社及びグループ各社の日常業務について内部監査を行い、重要な事項については、取締役会、監査委員会に適切に報告する体制を採っています。

また、内部通報制度である「JFRグループ コンプライアンス・ホットライン」を設置してコンプライアンス上の問題に関する情報を収集し、これらの問題について、コンプライアンス委員会が適切に取締役会に報告する体制を採っています。

(3) 会社情報の管理体制

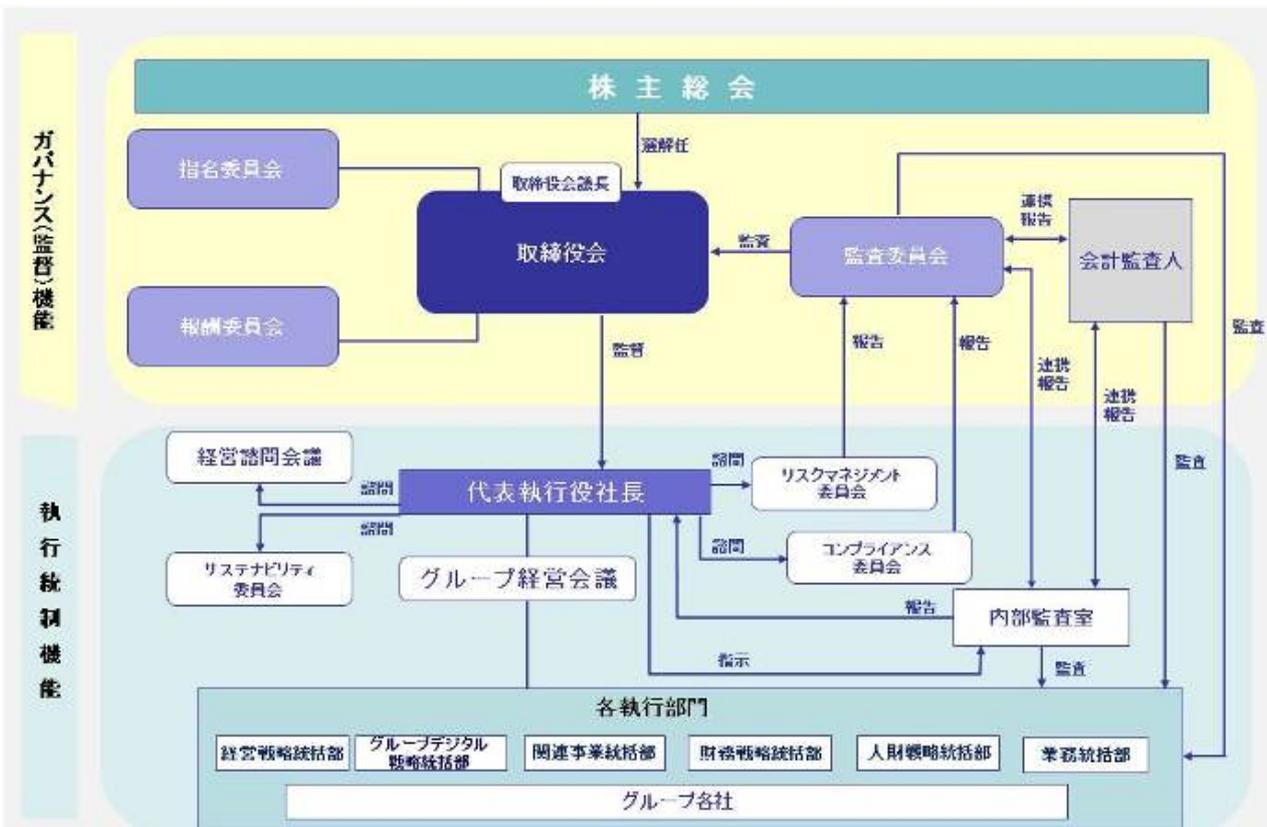
会社情報、特に投資者の投資判断に影響を及ぼす重要事実や金融商品取引所の定める適時開示が義務付けられている情報については、「インサイダー取引防止規程」でその取扱い、管理方法、管理責任者を定め、適切に管理する体制を構築しています。

また、当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期ごとの決算期末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間(クワイエット・ピリオド)」として、決算に関連するご質問等への回答は控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中においても、業績を大きく修正する見込みが発生した場合には、適時・適切に開示します。

(2) 会社情報の適時開示の仕組み

開示の要否を問わず、重要な会社情報については「グループ経営会議」に上程されます。これらの会社情報は、重要性の程度に応じて「取締役会」に上程されますが、それぞれの会議の段階で開示の必要性を判断し、適時・適切に開示を行うこととしています。なお、上記ルートによらない緊急の会社情報が発生した場合は、所要の機関決定を経て、速やかに開示します。情報開示への対応は、法務部、主計・経営助成部、IR推進部及びグループ広報推進部が行います。

JFR コーポレートガバナンスの体制図(指名委員会等設置会社)



# コーポレートガバナンス方針書

## 序 文

J. フロントリテイリング株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社グループ（当社及び当社子会社から成る企業集団をいいます。以下同じ。）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、当社グループにとっての最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、この方針書を定めます。

この方針書は、当社グループのコーポレートガバナンスに関して、会社法その他の関係法令、定款及びサステナビリティ方針に次ぐ上位規程と位置付け、当社グループのその他の諸規程に優先して適用されるものとします。

この方針書は、現時点における当社グループのあるべきコーポレートガバナンスのあり方を指し示すものですが、最良のコーポレートガバナンスの実現のため、当社はこれを絶えず見直し続けていきます。

また、当社は、この方針書を広く社会に公表し、当社グループの様々なステークホルダーの皆様と、真摯かつ建設的な対話を継続していきたいと考えます。

## 第 1 章 総 則

### 1 はじめに

当社グループは、株式会社大丸と株式会社松坂屋ホールディングスの経営統合以来、「マルチリテイラーとしての競争力・収益力の強化」「地域とともに成長するビジネスモデルの構築」などに取り組んできました。一方で、時代の変化のスピードは加速し続け、過去50年間の成功体験や従来のビジネスモデルが陳腐化するなど経営環境は大きく変化しつつあり、現状のビジネスモデルの延長線上での成長が難しくなる中、グループ経営の舵を大きく切る転換期と捉えています。

そこで、当社グループは人々の幸せのあり方を考え、「暮らし方」と「楽しみ方」の両面から新たな価値提供を実現するため、グループビジョンを策定しました。このビジョンの実現に向け、事業領域の拡大と既存事業の変革を戦略的に進めることにより、人々の心豊かな生活の実現に貢献する企業グループを目指し、小売業の枠を超えたマルチサービスリテイラーとしての発展に向けて取り組んでいます。

また、非連続な成長を目指すための経営体制を強化する取組みの一環として、指名委員会等設置会社へ機関設計を変更しました。これにより、高い透明性・客観性に基づいた経営監督機能の強化と迅速な経営の意思決定を図り、企業価値の持続的な向上を実現するためのグループ経営管理体制、内部統制システムを整備・運用するとともに、ステークホルダーへの積極的な説明責任を果たします。

さらに、企業を持続的に成長させるために、従来の財務的な戦略・指標に加え、非財務的な取組みを強化していきます。そのため、当社ではESGを将来に向けた事業成長の機会として捉え、グループ全体でESGへの取組みを強化し、事業を通じた社会課題の解決に取り組んでいきます。コーポレートガバナンスは、このESGへの取組みを支え、推進する役割を担うものと考え、なお一層強化に取り組んでいきます。

### 2 グループ理念

#### (1) 基本理念

私たちは、時代の変化に即応した高質な商品・サービスを提供し、お客様の期待を超えるご満足の実現を目指します。

私たちは、公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。

#### (2) グループビジョン

“くらしの「あたらしい幸せ」を発明する。”

#### (3) JFR-Way (私たちが大切にしている考え方)

「未来を創ろう！」

社会や生活者がまだ気づいていない、驚き喜ばれる新しいことを発明しよう

「失敗を恐れず挑戦しよう！」

結果を恐れずに行動してみよう。そして皆で挑戦したことから学ぼう

「新しい発想を取り入れよう！」

内向きになるのではなく、外部のヒト、モノ、コトに触れて発想をひろげよう

「自分で考えて行動しよう！」

人に言われるのではなく、自分で考えて行動しよう。そして熱意をもってやりきろう

「良識を持ち、誠実でいよう！」

社会人として社会の良識にそった行動をしよう。いつでも誠実で、正直でいよう

#### (4) ステークホルダーとの約束

(お 客 様) 新しい価値の提案を通じて、お客様のところをとらえる本物のご満足を提供します。

(株 主 様) 高収益・高効率経営の実践を通じて、企業価値の長期的な向上に努めます。

(お取引先様) お互いに切磋琢磨しながら信頼関係を築き、ともに成長することを目指します。

(従 業 員) 成果と貢献が公正に評価され、能力の発揮と成長が実感できる、働きがいのある職場を実現します。

(地 域 社 会) 良い企業市民として、地域社会の発展に貢献するとともに、環境に配慮した事業活動を推進します。

### 3 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

#### (1) コーポレートガバナンスのあり方

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上とは、まさにグループ理念の実現にほかならないと考えています。そのため、当社グループのあるべきコーポレートガバナンスとは、このグループ理念の実現に資するものでなくてはなりません。

純粋持株会社である当社は、グループ理念の実現に向けて、当社グループのコーポレートガバナンスの中心として、グループ全体の経営の透明性・健全性・遵法性の確保を担っていきます。

#### (2) 株主を中心とするステークホルダーとの関係

当社は、事業活動を通じてあらゆるステークホルダーの皆様との信頼関係の構築に努めております。

株主の皆様は、当社の資本の提供者であり、当社グループのコーポレートガバナンスの主要な起点です。したがって、当社は、株主（少数株主・外国人株主を含みます。）の権利を最大限に尊重し、その権利を実質的に確保します。

当社は、株主の有する株式の内容及びその数に応じて、株主を平等・公平に取り扱います。また、何人に対しても、特定の株主の権利の行使に関して、当社及び当社グループから財産上の利益を供与しません。

また、お客様・お取引先様・従業員・地域社会などの皆様に対しては、持続可能な社会の実現に向け、環境、社会への責任を積極的に果たしてまいります。

#### (3) 情報開示

株主・投資家の皆様との建設的な対話を促進することは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであると考えます。当社は、建設的な対話の前提となる適時・適切な情報開示を重視し、これらの情報開示を通じてステークホルダーの皆様との信頼関係の維

持・発展に取り組んでいます。

当社は、金融商品取引法等の法令及び当社株式を上場している金融商品取引所が定める適時開示規則に従い、当社グループの重要情報を適時・適切に開示します。また、法令や適時開示規則に該当しない場合であっても、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様には有用と考えられる情報については、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、当社グループについての理解をより深めていただくためにも、公平かつ迅速に適切な方法により積極的に開示します。

#### (4) 取締役会等の役割・責務

株主の皆様を選任され当社の経営を負託された取締役は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、グループビジョンの実現に向けて、取締役会において次の役割・責務を果たしていきます。

- ① グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針その他の経営の基本方針について、建設的な議論を重ねるほか、そのリスク評価も含めて多面的・客観的に審議し、グループ経営の大きな方向性を指し示すこと
- ② 上記の方向性を踏まえたグループ経営に関する全体方針、計画について適切に意思決定を行うこと及びその計画について進捗・結果を監督すること
- ③ 非連続な成長に向けた攻めの経営を後押しする環境整備を行うこと
- ④ 当社グループ全体の内部統制システムの構築・整備を進めるほか、その運用状況を監督すること
- ⑤ 関連当事者間の利益相反を監督すること
- ⑥ 指名委員会に委任した経営陣幹部の後継者計画・経営人財に係わる人事配置計画・経営陣トレーニングについて指名委員会からの概要の報告を基に進捗状況を監督すること

当社は、現在、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しています。その理由は次のとおりです。

- ① 監督と執行を分離することにより取締役会の業務執行に対する監督機能を強化します。また取締役会は、グループ経営に関わる重要な戦略課題を社外の知見も積極的に取り入れ徹底的に論議することで戦略の高度化をはかります。
- ② 業務執行の決定を執行役に委任することが可能になることで、権限・責任の明確化を図りつつ、迅速な経営の意思決定を行います。
- ③ 過半数を社外取締役で構成する指名・監査・報酬の3委員会を置く「指名委員会等設置会社」に移行することにより、経営の透明性・客観性の向上をはかります。
- ④ 海外投資家などにグローバルな視点での分かりやすいガバナンス体制を構築します。

## 第 2 章 株主を中心とするステークホルダーとの関係

### 1 株主総会

#### (1) 株主総会の位置付け

当社は、株主総会を当社の最高意思決定機関であるとともに、株主の皆様と建設的な対話を行うための重要な機会として位置付けています。

#### (2) 議決権その他の株主の権利行使のための適切な環境整備

当社は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、株主の皆様が議決権その他の権利を適切に行使できるよう、以下のとおり環境整備に取り組めます。

- ① 株主総会開催日その他の株主総会関連日程は、監査時間の確保にも配慮しつつ、設定します。
- ② 招集通知を早期発送（株主総会開催日の3週間前までを目処とします。）するとともに、招集通知発送日以前の実務上可能な限り早期に、その内容を金融商品取引所及び当社のウェブサイトに掲載し、株主の皆様の議決権行使のための検討時間を十分に確保します。
- ③ 株主の皆様当社グループをより深く理解していただき、適切な判断に基づきその議決権を行使していただけるよう、招集通知（事業報告、計算書類、株主総会参考書類を含みます。）の内容を充実させます。また、外国人の株主の皆様にも適切に議決権を行使していただけるよう、招集通知の英訳を作成し開示します。
- ④ 国内外の機関投資家を含む株主の皆様の議決権行使の利便性を考慮し、インターネット等による議決権行使を導入するほか、議決権電子行使プラットフォームを活用します。
- ⑤ 株主提案権その他の少数株主の権利行使に対しては、その権利が実質的に確保されるよう適切に対応します。また、実質株主の皆様から株主としての権利行使について事前申出があった場合は、必要な手続きをとることで株主としての議決権を代理行使することができるよう定款に定めています。

#### (3) 議決権行使結果の分析の実施

当社提案の株主総会議案に対して、その議案内容・決議要件・過去同種議案との比較・議決権行使比率等を勘案して相当数の反対議決権行使がされた場合には、当社は、その原因を分析の上、株主の皆様との対話など必要と考えられる対応を講じるほか、次期株主総会付議案の内容検討にも反映させます。

### 2 資本政策

#### (1) 資本政策の基本方針

当社は、フリー・キャッシュフローの増大とROEの向上が持続的な成長と中長期的な企業価値を高めることにつながるものと考えています。その実現に向けて、「戦略投資の実施」「株主還元の実現」及びリスクへの備えを考慮した「自己資本の拡充」のバランスを取った資本政策を推進します。

また、有利子負債による調達フリー・キャッシュフロー創出力と有利子負債残高を勘案して行うことを基本とし、資金効率と資本コストを意識した最適な資本・負債構成を目指します。

フリー・キャッシュフロー、ROEの向上には、収益を伴った売上拡大を実現する「事業戦略」及び投下資本収益性を向上させる「財務戦略（資本政策を含みます。）」が重要です。併せて、基幹事業の強化、事業領域の拡大・新規事業の積極展開等に経営資源を重点配分することにより、営業利益の最大化と営業利益率を持続的に向上させていくことが重要であると考えています。

なお、グループビジョン実現に向けた取組みを通じた中期経営計画の達成における重要財務指標として、資本効率性はROE、事業収益性は連結営業利益、収益性・安全性はフリーキャッシュ・フロー、財務健全性は親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）の各指標を重視しています。

## （２）株主還元方針

当社は、健全な財務体質の維持・向上をはかりつつ、利益水準、今後の設備投資、フリー・キャッシュフローの動向等を勘案し、安定的な配当を心がけ連結配当性向30%以上を目処に適切な利益還元を行うことを基本方針とします。また、資本効率の向上及び機動的な資本政策の遂行などを目的として自己株式の取得も適宜検討します。

## （３）株主の利益を害する可能性のある資本政策実行時における株主の権利の尊重

MBO、大規模第三者割当増資その他の支配権の異動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実行する場合には、当社は、既存の株主の皆様を権利を不当に害することのないよう、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している社外取締役を含む取締役会においてその必要性・合理性を慎重に検討するほか、株主の皆様には十分な説明を行うとともに必要かつ適正な手続を確保します。

## （４）当社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値を継続的かつ持続的に確保し、これを向上していくことを可能とする者でなければならないと考えています。

当社は、当社グループの企業価値を毀損する当社株式の大量取得行為を行う者が出現した場合の具体的な取組み、いわゆる買収防衛策について特にこれを定めていません。

しかしながら、このような大量取得者が出現した場合には、当社グループの企業価値の毀損を防止するため、当社社内取締役から独立した立場にある社外取締役及び有識者をメンバーとする独立委員会を設置し、その勧告意見を踏まえた上で、必要かつ相当な対応を講ずることにより、当社グループの企業価値を確保する所存です。

# 3 政策保有株式

## （１）政策保有株式の保有方針

当社グループは、政策保有株式（子会社・関連会社株式を除く純投資以外の目的で保有する上場株式をいいます。）を新規に取得することは、原則として行いません。ただし、下記の保有合理性の検証を通じて、当社グループの事業戦略を推進する上で不可欠であり、中長期的な企業価値の向上に資すると認められるものについては、この限りではありません。

なお、既に保有している政策保有株式については、検証の結果、保有合理性がないと判断したものは、お客様企業・お取引先企業との間で交渉を行い、売却手法・期間などの合意を得た上で

適宜削減していきます。

#### (2) 政策保有株式の保有合理性の検証

当社は、当社グループが保有する政策保有株式の保有合理性について、個別銘柄ごとに、定性的な観点及び定量的な観点の両面から、取締役会において、毎年定期的に検証を行います。定性的な検証は、お客様企業・お取引先様企業との円滑かつ良好な取引関係の維持・サプライチェーンの確保など事業戦略に係るものです。定量的な検証は、関連取引利益・配当金等を含めた株式保有による収益が資本コストを上回るか等に係るものです。

#### (3) 政策保有株式に係る議決権行使方針

政策保有株式に係る議決権の行使に際しては、保有先の持続的成長・中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるかどうか、当社グループの持続的成長・中長期的な企業価値の向上に寄与するものであるかどうかの両観点から判断します。特に、コーポレートガバナンス体制に係る議案（役員選任）、株主還元に係る議案（剰余金処分）、株主価値に影響を与える議案（買収防衛策導入）など、コーポレートガバナンス強化の上で重要度が高いと考える議案については、議決権行使の判断となる指針を定め、当社グループ全体として、当指針に沿った対応を行います。なお、必要な場合にあっては、議決権の行使に際して、保有先企業との対話を実施します。

#### (4) 政策保有株主から自社株式の売却意向への対応

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合は、取引の縮減を示唆する等の売却を妨げることは一切行わず、適切に売却等に対応します。

### 4 国際会計基準 I F R S の適用

適正な資産評価に基づいた効率経営の実践や当期利益重視の経営管理、財務情報の国際的な比較可能性の向上による国内外の投資家に対するアカウンタビリティの強化を目的とし、国際会計基準を任意適用しています。

### 5 関連当事者間取引

当社は、取締役・執行役との取引を行う場合には、会社法及び取締役会規程の定めに基づく事前承認・事後報告を実施します。また、役員と当社グループとの取引の有無については、定期的に確認を行っています。

グループ内で上場子会社・上場関連会社と取引する場合には、その会社の少数株主の利益を害さないよう、独立当事者間取引と同水準の取引条件で取引することを原則とします。

### 6 株主以外のステークホルダーとの関係

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）をめぐる課題に対処するために「サステナビリティ方針」を策定し、今後、グループ全体で優先して取り組むマテリアリティ（重要課題）として「低炭素社会への貢献」「サプライチェーン全体のマネジメント」

「地域社会との共生」「ダイバーシティの推進」「ワーク・ライフ・バランスの実現」の5項目を特定しました。事業活動を通じてこれらの課題に積極的・能動的に取り組み、お客様・お取引先様・従業員・地域社会などの皆様との信頼関係の構築に努めます。

## 第 3 章 情報開示

### 1 株主・投資家との建設的な対話

#### (1) IR活動方針

当社は、「公正で信頼される企業として、広く社会への貢献を通じてグループの発展を目指します。」という基本理念のもと、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係を維持・発展させるため、当社に関する重要な情報を正確にわかりやすく、公平かつ適時・適切に開示することにより、経営の透明性を高めるとともに、当社についての理解を深めていただくことを目的にIR活動を推進します。

#### (2) 建設的な対話の促進

株主・投資家の皆様から当社に対する建設的な対話の申入れがあった場合には、その申入れの趣旨・目的等を考慮した上で、社長若しくはその他の取締役（社外取締役を含みます）・執行役又はIR推進部が適切に対応させていただきます。

#### (3) 建設的な対話を支える部門横断的な情報共有

当社は、各部門間で有機的な連携を行うほか、グループ経営会議等の会議体において当社の各統括部及び当社グループの各社間での情報共有を行うなど、建設的な対話を支える体制を構築しています。

#### (4) コミュニケーションの充実

当社は、適時開示や当社ウェブサイト等による情報発信に併せ、決算説明会・個別ミーティング・個人投資家説明会・海外機関投資家ミーティング等の実施や、株主・投資家の皆様からの日々のお問い合わせに対する回答等を通じて、コミュニケーションの充実に努めています。また、いわゆる株主判明調査を実施し当社の株主構造の把握に努め、実質株主とのコミュニケーションの充実に活用しています。なお、株主・投資家の皆様から頂いたご意見・ご要望等については、当社及び関連するグループ各社等において広く共有し企業価値向上に向けた会社経営の参考とさせていただきます。

当社は、株主・投資家の皆様と安定的な信頼関係を築くため、財務戦略統括部にIR推進部を設置しています。短期の経営実績に加え、事業戦略の遂行に伴う将来見通しに関しても、財務数値に基づいてより確度の高い情報による建設的な対話の充実を目指しています。

### 2 会社情報の適切な開示

#### (1) グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針の策定・公表

当社は、グループ理念の実現を目的として、当社グループが目指すビジネスモデルや中長期の戦略ストーリーのほか目標とする経営指標等を指し示すグループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針を策定します。また、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの皆様とその内容を共有するため、これらを公表します。

## (2) 情報開示の方法

当社は、開示する情報の特性に応じて、TDnet・EDINET・当社ウェブサイトなどを活用する方法で、適時・適切に情報開示を行います。なお、情報開示の公平性の確保のため、株主総会招集通知・統合報告書・適時開示情報・決算情報・サステナビリティレポート・当社ウェブサイトについては、英訳を作成し開示します。

## (3) 情報開示の体制

開示の要否を問わず、重要な会社情報については「グループ経営会議」に上程されます。これらの会社情報は、重要性の程度に応じて「取締役会」に上程されますが、その会議の段階で開示の必要性を判断し、適時・適切に開示を行うこととしています。なお、上記ルートによらない緊急の会社情報が発生した場合は、所要の機関決定を経て、速やかに開示します。

情報開示への対応は、法務部、主計・経営助成部、IR推進部及びグループ広報推進部が行います。

## (4) インサイダー情報の適切な管理

会社情報、特に投資者の投資判断に影響を及ぼす重要事実や金融商品取引所の定める適時開示が義務付けられている情報については、「インサイダー取引防止規程」でその取扱い、管理方法、管理責任者を定め、適切に管理する体制を構築しています。

また、当社は、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期ごとの決算期末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間（クワイエット・ピリオド）」として、決算に関連するご質問等への回答は控えさせていただきます。ただし、沈黙期間中においても、業績を大きく修正する見込みが発生した場合には、適時・適切に開示します。

## 第 4 章 取締役会等の役割・責務

### 1 権限分配に関する考え方

#### (1) 株主総会と取締役会との権限分配

株主総会は、取締役の選解任、定款の変更その他の会社法又は定款に規定される事項を審議・決議するものとします。

会社法が取締役会への委任を許容する事項のうち、剰余金の配当、自己株式の取得など経営判断の機動性・専門性を確保すべきものについては、その意思決定を取締役会が担うものとします。

なお、取締役会へ委任した事項については、最適なコーポレートガバナンスの実現に向け、委任することが相応しいかを検討します。

#### (2) 取締役会と経営陣との権限分配

取締役会は、会社法又は定款に規定される事項のほか、グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針・新規事業開発やM&Aに係る事項を審議・決議するものとし、取締役会規程において、あらかじめ決議事項・協議事項・報告事項を定めます。

上記以外の業務執行事項の決定については、意思決定及び執行の迅速化をはかるため、グループ経営に重要な影響を及ぼすものを除き、経営陣に委任します。

#### (3) 持株会社と事業子会社との権限分配

当社は純粋持株会社であり、経営判断の迅速化・経営責任の明確化をはかるため、事業子会社の業務執行事項については、グループ経営に影響を及ぼすものを除き、各事業子会社にその権限を委任します。

なお、純粋持株会社としての当社の役割・責務は、次のとおりです。

- ① グループ全体のコーポレートガバナンスの確立
- ② グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針の企画・立案及びこれらの進捗・成果管理
- ③ グループ経営資源の最適配分
- ④ グループ全体のリスクマネジメント体制の確立、内部監査
- ⑤ グループ経営に関する重要な業務執行事項の意思決定
- ⑥ 各事業会社の経営方針・経営戦略への助言・承認及びその進捗の監督・評価

### 2 取締役会

#### (1) 取締役会の構成

当社の取締役会は、定款に定める15名以内の適切な員数の取締役（任期1年）で構成し、代表執行役、持株会社である当社の統括責任者及び主要事業子会社の責任者のほか、取締役会の監督機能を向上しその実効性を確保するため、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している複数名の社外取締役で構成します。

なお、監督と執行の分離、取締役会における論議の実効性確保の観点から取締役会は、非業務執行取締役（社内非執行・独立社外）が全体の過半数、独立社外取締役が全体の3分の1以上を占める体制とした上で、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスに配慮の上、その多

様性を確保します。

## (2) 3委員会（指名・監査・報酬）の役割

### ① 指名委員会

社外取締役3名と非執行の取締役会議長、代表執行役社長で構成し、透明性・客観性確保の観点から、委員長は独立社外取締役から選定します。

同委員会は株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案内容の決定、取締役会からの諮問を受け、執行役の選任及び解任や各法定委員会の委員長及び委員の選定及び解職などについて、取締役会へ答申します。

### ② 監査委員会

社外取締役3名と常勤の社内非業務執行取締役2名で構成し、透明性・客観性確保の観点から、委員長は独立社外取締役から選定します。

同委員会は、執行役及び取締役の職務執行が法令及び定款に適合し、当社の基本理念・グループビジョンに沿って、効率的に行われているかを実効的に監査し、必要な助言・勧告等を行います。

### ③ 報酬委員会

社外取締役3名と非執行の取締役会議長、代表執行役社長で構成し、透明性・客観性の観点から、委員長は独立社外取締役から選定します。

同委員会は当社取締役及び執行役、子会社の役員（取締役、執行役員及び監査役）の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針並びに当社取締役及び執行役の個人別の報酬内容を決定します。

## (3) 取締役会の監督機能の実効性を確保するための仕組み

当社は、取締役会の機能を補完し、とりわけその監督機能の実効性を確保するため、任意の諮問会議を設置しています。

### ・経営諮問会議

代表執行役社長の任意の諮問会議として、代表執行役社長・社外取締役全員・取締役会議長で構成する「経営諮問会議」を設置し、コーポレートガバナンスや企業経営全般に関する諸課題に関して自由闊達かつ建設的に議論・意見交換するほか、社外取締役の情報共有・連携をはかります。

## (4) 取締役会・各委員会（指名・監査・報酬）の支援体制

当社は、取締役会議長・各委員会委員長の効果的な会議運営による十分な論議が可能となるように、取締役会事務局・各委員会事務局を設置しています。各事務局は、以下の支援を行い、取締役会・各委員会の実効性向上を推進します。

- ① 取締役会・各委員会・諮問委員会等の開催計画の決定のサポート
- ② 各会議体の審議項目、年間審議計画の決定のサポート
- ③ 社外取締役への事前説明の実施その他の情報連携
- ④ 事前説明等における社外取締役からの質問・意見等の社内へのフィードバック及び課題進捗管理
- ⑤ 審議資料の調整

## ⑥ 議事録の作成

### (5) 取締役会評価

当社は、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上のためには当社取締役会の実効性が確保されることが極めて重要であると理解しており、その実効性が十分に確保されているかどうか、次のとおり取締役会評価を実施します。

#### ① 評価項目

取締役会の構成・運営状況・審議事項・審議内容、審議資料・議案説明のレベル、社外取締役への支援体制、指名・監査・報酬の3委員会活動の実効性など。

#### ② 評価手法

取締役全員の自己評価及び第三者機関による第三者評価を実施します。

#### ③ 評価頻度

毎年定期的に行います。

#### ④ 評価結果

取締役会評価の結果については、その概要をコーポレートガバナンス報告書で開示します。

## 3 取締役・執行役

当社は、基本理念・グループビジョンに照らし、当社グループの経営を担う者は次に掲げる資質を備えるべきと考えます。

### 【JFRグループ 経営人財のあるべき姿】

#### ① 戦略思考

市場・顧客の変化を能動的に分析し、これを多角的に活用することで課題の本質を洞察し、中長期的視点で戦略を打ち出し目的達成に向けて先見のかつ革新的な独自解決策を考察する。

#### ② 変革のリーダーシップ

先例や過去事例にとらわれることなく挑戦心を持って新しい取組みを実行し、リスクを恐れず、組織に健全な危機感を醸成しながら変革のステップを推進する。

#### ③ 成果を出すことへの執着心

高い目標に対する使命感と挑戦心とを持って、達成するまで諦めず成果が出るまでやり抜く。

#### ④ 組織開発力

組織目標の達成に向けてビジョン・戦略をメンバーに浸透させ、組織の諸要素（業務・仕組み・文化風土・人財）に働きかけて組織に内在するエネルギーや主体性を最大限に高め、成果につなげる。

#### ⑤ 人財育成力

「人は仕事を通じて成長する」という人財育成の考え方のもと、課題付与・成果の振り返り評価・育成プランの策定の一連のプロセスを通じて、メンバーの成長力を最大限に高める。

上記を踏まえ、取締役・執行役の指名・選任方針を次のとおりとします。

#### ① 社外取締役

会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、企業経営

者としての豊富な経験に基づく実践的な感覚及び高い視座・広い視野を持ち、小売業以外のキャリアやグローバルな経営経験もしくは財務・会計、法務などの高い専門的知見を持つ者など、取締役会における社内取締役とは別の視点・観点による助言・監督機能を期待できる者を指名します。

なお、社外取締役については、当社株主と利益相反が生じることのないよう、本章の「5 社外取締役の独立性判断基準」を満たす者を指名します。

## ② 社内非業務執行取締役

会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、当社グループ各事業での豊富な業務経験に基づく社内情報に精通し、かつ、客観的な経営の監督に対する実効性を確保が期待できる者を指名します。

監督機能を一層強化しつつ、一方で、円滑な取締役会運営を行う観点から取締役会議長、並びに、監査精度の維持・向上を図る観点から常勤監査委員についてはそれぞれ非業務執行取締役を選定します。

## ③ 執行役

会社法で要求される善管注意義務・忠実義務を果たすことが可能な者であって、当社グループ各事業での豊富な業務経験のほか、当社グループの事業環境（課題等）について深い理解を有し、取締役会で決定した会社経営方針に基づいた業務執行について着実かつ迅速に実行することが期待できる者を指名します。

なお、当社は代表執行役に加え役付執行役を若干名定め、業務執行に係る基本的また最終的な意思決定の責任者とし、執行役の業務執行を統括、指揮、指導します。

## 4 取締役・執行役の人事・報酬等

### (1) 取締役・執行役の指名・選任手続、開示

当社の取締役・執行役の人事については、上記の指名・選任方針に基づくほか、第三者機関による経営人財評価の結果を踏まえて決定します。また、その決定プロセスの透明性・客観性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「指名委員会」で審議・決定し、その内容を取締役会の諮問に基づき答申します。なお、当社の取締役候補者の選任理由及び他の上場会社の役員との兼任状況については、株主総会の招集通知（株主総会参考書類）において開示します。

### (2) 取締役・執行役の報酬決定方針

当社は、サステナビリティ経営の実現・推進、また中期経営計画の着実な遂行に向け、各取締役・執行役がその役割を最大限に発揮することを目的として、株式対価報酬制度を含む「役員報酬ポリシー」を策定しています。

役員報酬の基本方針は、次のとおりです。

- ① 当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ、企業文化と整合したものであること
- ② 執行役にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること

- ③ 当社が経営を担う者に求める「経営人財のあるべき姿」に適う人財を確保（主はリテンション）できる報酬水準であること
- ④ 株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ⑤ 報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

#### （３）取締役・執行役の報酬決定手続

報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、具体的な報酬支給額については独立社外取締役が過半数を占め、かつ委員長を独立社外取締役とする「報酬委員会」の審議・決議により決定します。

報酬委員会は年に４回以上開催することを予定し、役員報酬制度の見直しは中期経営計画期間に応じて実施するものとします。中期経営計画の期間中、外部環境の劇的な変化等で大幅な見直しが必要となった場合には、基本報酬の水準を見直すこととします。

#### （４）取締役・執行役のトレーニング

取締役・執行役に対しては、監督・監査・執行等の役割・責務をそれぞれ果たすために必要となる知識等を習得・更新する機会を継続的に提供します。

非業務執行取締役及び社外取締役に対しては、就任時及び継続的・定期的に、基本理念・グループビジョン・グループ中期経営計画・グループ経営方針のほか、当社グループの事業内容・業績・財務状況・運営状況等の説明を実施します。

執行役に対しては、就任時を中心にコーポレートガバナンス・リスクマネジメント・グループ経営に関する有用な情報等を提供するほか、第三者機関による経営人財評価の結果を踏まえ、個々人に合わせたトレーニングプランを設定・実施します。

また、リーダーシップ開発のための個別エグゼクティブコーチングや執行役を含む次期経営幹部候補を対象とする研修を開催し、中期計画の遂行のための構想力を高めるトレーニングを実施するなど、経営陣の執行力強化、計画的な次世代育成を実施しています。

#### （５）経営陣の後継者計画

当社は、代表執行役社長の選定は最も重要な戦略的意思決定ととらえ、後継者（次期経営陣幹部）計画の策定・実施を経営戦略上の特に重要な項目として位置付けています。

後継者候補の選定に際しては、社外取締役が過半数を占める指名委員会において審議を重ねることで、選定プロセスを明確化し、透明性・客観性を確保します。取締役会は、指名委員会からの答申内容に基づき、基本理念・グループビジョンの実現を見据え、監督の役割を果たします。

また、代表執行役社長の解職については、設定した目標や期待した成果と取組みの結果（毎期の業績、戦略の遂行状況等）に加え、指名委員会で決議した後継者計画により選定された後継者候補の成果発揮等の状況を踏まえ、指名委員会が審議、決議した答申内容を取締役会で決定することとしています。なお、後継者計画は、当社を取り巻く環境や置かれた状況の変化、掲げた戦略の進捗等を勘案した内容となるよう計画的かつ継続的に指名委員会の中で議論を重ねていきます。また、経営陣幹部については、代表執行役社長の場合と同様、指名委員会の審議を受け決定します。

## 5 社外取締役の独立性判断基準

当社の社外取締役は、当社株主と利益相反が生じるおそれがない高い独立性を有している者から選任されるものとします。なお、その独立性の判断基準は、次のいずれにも該当しないこととします。

- ① 当社グループの業務執行者
- ② 当社の主要株主（その業務執行者を含みます。以下③～⑥において同じ。）
- ③ 当社グループの主要な取引先
- ④ 当社グループから役員報酬以外に一定額以上の支払を受ける法律事務所、監査法人その他のコンサルタント等
- ⑤ 当社グループが一定額以上の寄付を行っている寄付先
- ⑥ 当社グループと役員相互就任関係となる場合のその関係先
- ⑦ 過去5年間において、上記①～⑥に該当していた者
- ⑧ 上記①～⑦の配偶者又は二親等以内の親族

なお、上記において、「業務執行者」とは「業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等」を、「主要株主」とは「当社の10%以上の議決権を保有する株主」を、「主要な取引先」とは「過去5年間のいずれかの年度において、当社グループとその取引先との間で、当社の連結年間売上高又はその取引先の年間売上高の2%以上の取引が存在する取引先」を、「一定額」とは「過去5年間のいずれかの年度において年間1千万円」をいうものとします。

## 6 会計監査人

### (1) 監査委員会による会計監査人の選解任・不再任議案の決定方針

監査委員会は、会計監査人による適正な監査の確保に向けて、独立性・専門性その他の監査業務の遂行に関する事項から構成される会計監査人の選定・評価基準をあらかじめ策定し、これらの基準に基づき、経営陣の意見も参考にした上で株主総会に提出する会計監査人の選解任・不再任議案の決定を行います。

なお、会計監査人が会社法第340条第1項の解任事由に該当し、又は監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じ、これらにより会計監査人の解任又は不再任が相当であると判断されるに至ったときは、監査委員会は、委員会の決議により会計監査人を解任し、又は株主総会に提出する会計監査人の解任・不再任議案の決定を行うなど必要な対応を講じます。

### (2) 会計監査人による実効的な監査を支える体制の整備

会計監査人による実効的な監査を支えるため、当社は、次のとおり体制を整備しています。

- ① 厳正な監査を可能とするため、会計監査人から期初に提案される監査計画の内容を尊重し、監査時間を十分に確保します。
- ② 会計監査人と代表執行役社長・担当執行役とのディスカッションを会計監査人の作成する「マネジメントレター（経営者報告書）」に基づいて、定期的（年間2回程度）に実施します。また、当社の経営戦略について、代表執行役社長より会計監査人に対して適宜説明を行います。
- ③ 監査精度の実効性向上を図るため、会計監査人と監査委員・内部監査部門との情報共有・意見交換のための会合を定期的（年間6回程度）に実施します。

- ④ 会計監査人から取締役及び執行役の職務の執行に関して不正・違法な重大事実がある旨の報告を受けた場合は、監査委員会は、審議の上必要な調査を行い、取締役会に対する報告・助言・勧告等、必要な措置を講じます。

## 7 リスクマネジメント体制

### (1) リスクマネジメント

当社における、リスクとは組織の収益や損失に影響を与える不確実性と捉え、そのリスクのマイナスの影響を抑えつつ、リスクテイクを行うことによるリターンの最大化を追求する活動をリスクマネジメントと定義します。

なお、効果的なリスクマネジメントを行うため、次のとおり社内に3つの防御（3ライン・ディフェンス）を構築しています。

- ①第1の防御：事業子会社などの業務執行部門が自らリスクの特定及び必要な対策を行う。
- ②第2の防御：持株会社のコーポレート部門が業務執行部門から独立した立場でリスク及びその管理状況の監視を行う。
- ③第3の防御：内部監査部門が業務執行部門、コーポレート部門などから独立した立場からリスク管理機能及び内部統制システムの有効性について監査を行う。

また、当社は、成長機会の確保に向けたプラスの戦略に係るリスクを中心にリスク全般にグループ全社的な視点から組織的に管理・対応するため、「リスクマネジメント委員会」を設置しています。同委員会は、各統括部から選任された委員の持つ幅広くかつ専門的な知識を活用しながら、多様なリスクについての評価を実施するとともに対策・その実行を担当部門に指示し、進捗を管理します。

なお、同委員会での審議内容については、定期的及び適時に監査委員会に報告します。

### (2) 内部統制システム

当社は、当社グループ全体の業務の適正を確保するため「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、その方針を具体的に推進することによって、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に努めます。

財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連する法令に基づき、財務報告の適法性及び適正性を確保するための社内体制を当社及び事業会社で整備・運用しています。

### (3) 内部統制システム運用状況の監督・開示

当社グループ全体の内部統制システムの運用状況については、定期的及び適時に取締役会への報告を実施し、取締役会において適切に監督を行います。また、その運用状況の概況については、株主総会の招集通知（事業報告）において開示します。

## 8 コンプライアンス

当社グループのコンプライアンス経営上の課題への対応を適切に実施するため、「コンプライアンス委員会」（メンバーに顧問弁護士を含みます。）を設置しています。

同委員会は、重大なコンプライアンス違反事案への対応方針を策定するほか、グループ各社のコンプライアンス推進担当部門との連携を強化し、コンプライアンス体制の基盤整備や、運用状

況の監督を継続的に実施し、法令・企業倫理等の遵守を推進します。

なお、同委員会での審議内容については、定期的及び適時に監査委員会に報告します。

## 9 内部通報制度

当社は、当社グループの全役員・従業員及び当社グループで勤務する全ての者（アルバイト・お取引先派遣者を含みます。）が、コンプライアンス上の問題について「コンプライアンス委員会」に直接通知し是正を求めることを可能とする内部通報制度を設置しています。通報窓口は、当社の社内窓口のほか、社外（顧問弁護士）にも窓口を置いています。

この内部通報制度は、通報者の秘密保護のほか、通報者に対する不利益取扱いの禁止について、当社グループの社内規程で厳格に規定しています。

## 附 則

この方針書の改廃（軽微な変更等は除きます。）は、当社の取締役会決議をもって行うこととします。

以 上

2015年12月25日制定

2017年 7月25日改定

2018年 6月28日改定

2018年 9月 1日改定

2019年 5月23日改定

2020年 5月28日改定

## 当社の政策保有株式について

当社グループは、コーポレートガバナンス方針書に、以下の通り、政策保有株式の保有方針、保有合理性検証方法等を定め、取締役会において保有の適否を判断しております。（コーポレートガバナンス方針書「第2章 株主を中心とするステークホルダーとの関係 3 政策保有株式」参照）

### 1. 政策保有株式

当社及び当社グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、以下の通り定義しております。

〔保有目的が純投資目的である投資株式〕

株式の価格変動や配当金の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式

〔純投資目的以外の目的である投資株式〕（以下、政策保有株式）

当社グループの事業戦略を推進するうえで不可欠であり、中長期的な企業価値の向上に資すると判断して保有する株式

### 2. 保有方針

① 新規に取得・保有することは、原則として行いません。

ただし、保有合理性検証を通じて、当社グループの事業戦略を推進する上で不可欠であり、中長期的な企業価値の向上に資すると認められるものについては、この限りではありません。

② 既に保有している株式については、毎年行う保有合理性検証の結果において、保有合理性がないと判断したものについては、お客様企業・お取引先企業との間で交渉を行い、売却手法・期間などの合意を得た上で適宜削減していきます。

### 3. 保有合理性検証方法

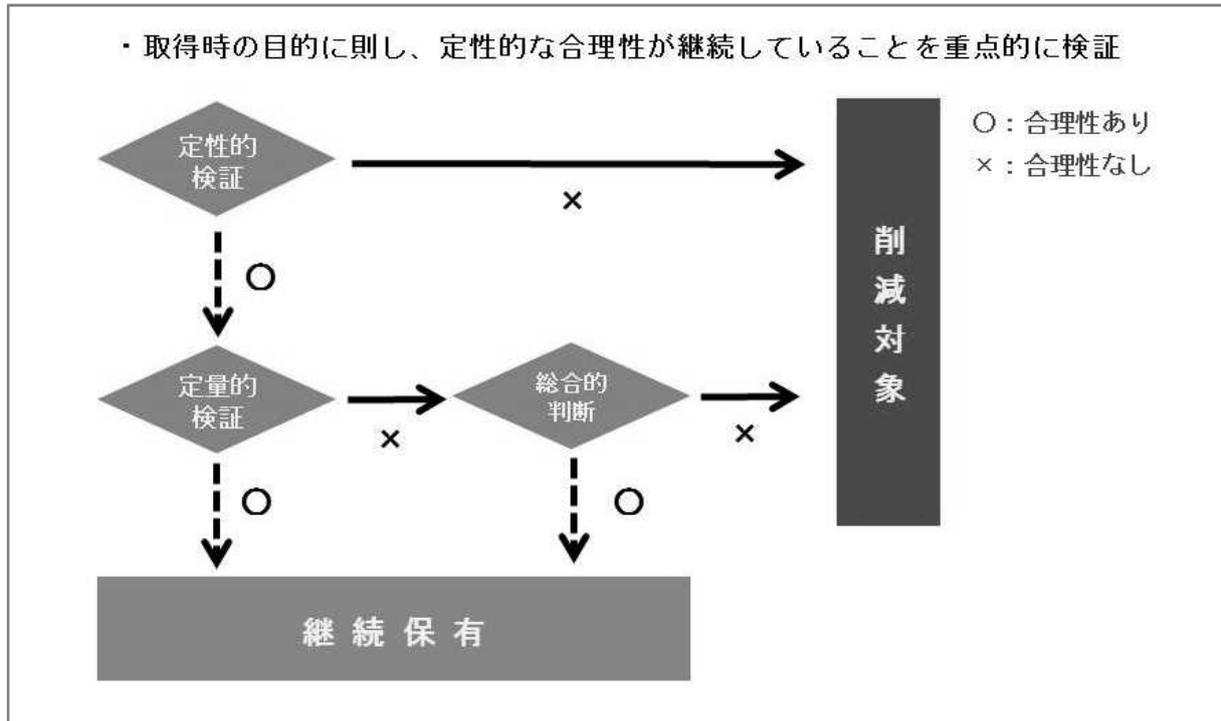
個別銘柄ごとに、以下の観点により定期的に保有合理性を検証しております。

〔定性的検証〕

お客様企業・お取引先企業との円滑かつ良好な取引関係の維持・サプライチェーンの確保等の事業戦略の観点

〔定量的検証〕

関連取引利益、配当金等を含めた株式保有による収益が資本コストを上回るか等の観点



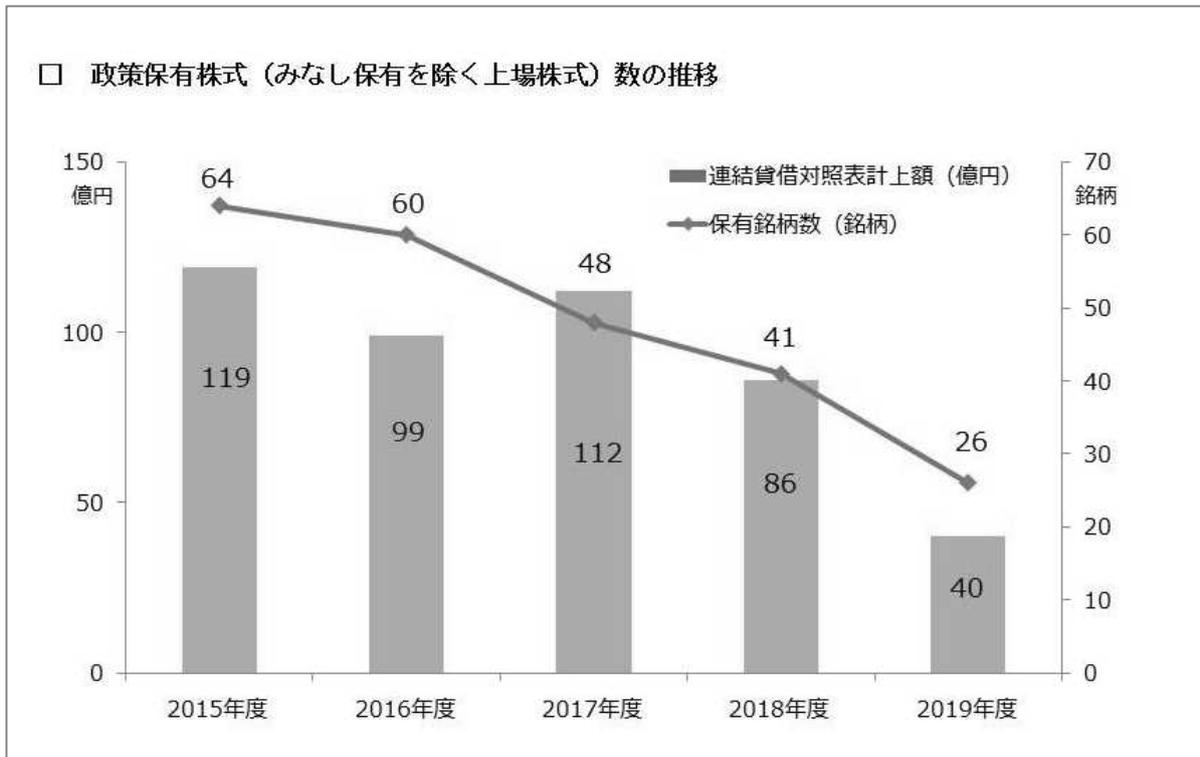
#### 4. 個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等の検証の内容

毎年8月開催の取締役会において、保有方針に基づいて行われる上記検証結果とともに、保有の継続・処分判断、及び削減計画について協議し、翌年3月の取締役会において削減結果を報告します。

□ 保有合理性検証・交渉・削減スケジュール  
※ ○：X年（初年度）、●：X+1年、●：X+2年の取組み

実施時期 実施内容		X年			X+1年			X+2年				
		上期	8月	下期	3月	上期	8月	下期	3月	上期	8月	下期
執行部門	保有合理性検証	○				●				●		
	削減計画策定	○				●				●		
	交渉/削減											
取締役会	協議 継続/削減判断		○				●					●
	確認 交渉/削減結果				○		●		●			●

この結果、2020年2月末時点で当社グループが保有する政策保有株式は26銘柄となり、2015年度からの5ヵ年で38銘柄（▲60%）の削減となりました。



以上